

# 建設リサイクル法書類作成等の手引 (公共工事)

令和5年7月

東京都

# 目 次

1	建設リサイクル法	1
2	対象建設工事	1
3	法に係る事務手続き	2
	(1) 法に基づき行う事務手続き	2
	(2) 様式の入手方法	5
4	通知書の作成方法	6
	(1) 通知書の提出部数	6
	(2) 通知書の構成	6
	(3) 通知書の綴り方	6
	(4) 通知書の提出先等	6
5	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等	10
	(1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向	10
	(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向	10
	(3) その他	10
	様式集・記入例（通知書）	11
	届出（通知）済シール	15
	届出（通知）済シールの例	16
	届出（通知）済シールの貼付箇所	17
	様式集・記入例（その他の様式）	18
	(1) 説明書	20
	(2) 告知書	29
	(3) 法第13条及び省令第7条に基づく書面	32
	(4) 法第13条及び省令第7条に基づく書面（下請契約用）	45
	(5) 再資源化等報告書	52
	参考資料	64
	問合せ先一覧	65
	建設業者、解体工事業者が請け負うことのできる解体工事	66
	重量換算係数表	67
	建設リサイクル法と石綿の関係Q & A	68
	建築物等の解体・リフォーム時にはアスベスト含有建材の事前調査及び調査結果の報告が必 要です！	70
	石綿飛散及びばく露防止対策の概要（1）	72
	石綿飛散及びばく露防止対策の概要（2）	73
	労働安全衛生法・石綿障害予防規則（石綿則）の概要	74

## 1 建設リサイクル法

建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進し、資源の有効な利用や廃棄物の適正処理を図るため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号（通称：建設リサイクル法）。以下「法」という。）が、平成 14 年 5 月 30 日に完全施行されました。

一定の規模以上の工事の実施に当たっては、あらかじめ都道府県知事等への通知が義務付けられるとともに、説明、告知、契約、完了報告等の事務手続きや特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の義務が課せられています。

本手引は、公共工事の施行における、法に規定する通知等の手続きに関して必要な書類作成等を解説するものです。

ただし、公共工事であっても法第 11 条の対象とならない場合(※)があり、その場合は法第 10 条に基づく届出が必要になります。

※各高速道路株式会社、日本郵政株式会社関係、公立大学法人（根拠法：地方独立行政法人法）等

## 2 対象建設工事

法第 9 条第 1 項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成 12 年政令第 495 号。以下「政令」という。）第 2 条に規定された規模以上の建設工事（以下「対象建設工事」という。）の施工に当たっては、法の規定により各種の事務手続きが必要です。

対象建設工事は、表－1 及び表－2 に該当する工事です。

（表－1）対象建設工事の定義

対象建設工事の定義	①特定建設資材(※)を用いた建築物等に係る解体工事であって、規模の基準（表－2）以上のもの
	②その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、規模の基準（表－2）以上のもの

※コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートをいいます。

（表－2）対象建設工事の規模の基準

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80m <sup>2</sup>
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500m <sup>2</sup>
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)※1	請負代金の額※3 1 億円
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)※2	請負代金の額※3 500 万円

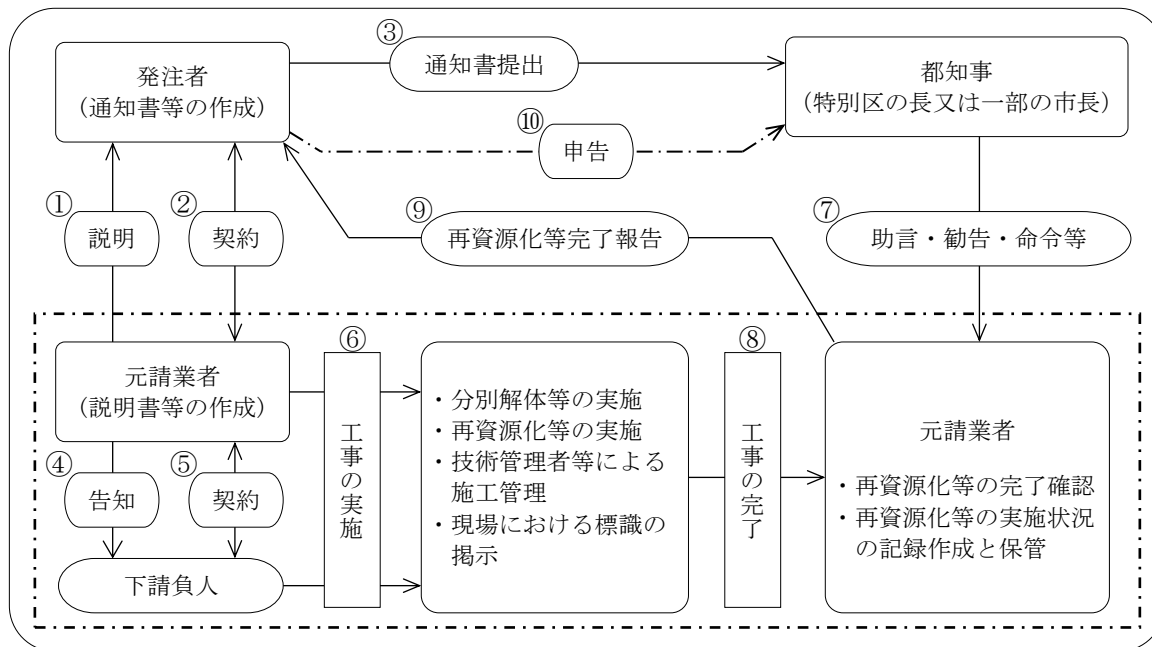
※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの。

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等。

※3 請負代金の額には消費税を含みます。

### 3 法に係る事務手続き

対象建設工事について、建設リサイクル法では、事前説明、工事の通知、契約、告知、再資源化等完了報告等の各種の事務手続きが義務付けられており、以下の事務の流れにより必要な手続きを行う必要があります（図－1 参照）。



（図－1）法の事務の流れ

#### （1）法に基づき行う事務手続き

対象建設工事については、建設リサイクル法に基づき、以下の事務手続きを行ってください。（表－3中の番号は、（図－1）法の事務の流れの番号（①～⑩）と対応しています。）

（表－3）事務手続きの内容

番号	手続き	内容	様式
①	説明	《落札者等→発注者》法第12条第1項 ○対象建設工事を請け負おうとする者（以下「落札者等」という。）は、「説明書」を作成し、対象建設工事を発注した者（以下「発注者」という。）と工事請負契約を締結する前までに、発注者が指定する部署へ提出する必要があります。法定様式はありませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。	説明書
②	契約	《落札者等←→発注者》法第13条第1項、第2項 ○落札者等は、工事請負契約書の作成に当たっては、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号、以下「省令」という。）第7条で定める事項を記載した書面（「法第13条及び省令第7条に基づく書面」）を綴り込む必要があります。法定様式はありませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。	法第13条及び省令第7条に基づく書面

		<p>(書面の記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別解体等の方法</li> <li>・解体工事に要する費用(解体工事の場合に限る。)※1</li> <li>・特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地</li> <li>・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用※2</li> </ul> <p>なお、落札者等は、これらの費用の見積りに当たっては、適切にその費用を算定する必要があります。</p> <p>※1 解体工事に要する費用:分別解体等の費用及び建設資材廃棄物の運搬車両への積込みに要する費用であり、解体工事に伴う仮設費及び運搬費を含みません。</p> <p>※2 再資源化等に要する費用:特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用及び特定建設資材廃棄物の運搬に要する費用。</p>	
③	通知	<p>《発注者→行政庁》法第11条</p> <p>○発注者は、工事に着手(※)する前にあらかじめ、当該対象建設工事を施工する区域を所管する行政庁(「建設リサイクル法に係る届出(通知)受理窓口一覧表」を参照)に「通知書」を提出する必要があります。様式は法定されていませんが、できる限り、本手引に掲載されている様式を使用してください。</p> <p>※工事着手とは、一連の工事の端緒となる行為をいい、準備作業(調査、測量、草刈、生活残存物の撤去、公益企業による遮断・仮設引き込み・防護工事など)は含みません。</p> <p>○当該対象建設工事の工事請負契約を締結した相手(以下「元請業者」という。)は、監督員から「通知書」の行政庁への提出を代行するよう指示された場合は、工事に着手する前にあらかじめ提出する必要があります。</p> <p>○通知に当たっては、行政庁の担当者から「届出(通知)済シール」が交付されますので、元請業者に渡し、工事現場に掲示した工事標識の余白又は空白部に貼付するよう伝えてください。「届出(通知)済シール」は、法定された取組ではなく、都及び特定行政庁独自の取組です。御協力をお願いします。</p>	<p>通知書</p> <p>届出(通知)済シール</p>
④	告知	<p>《元請業者→下請負人》法第12条第3項</p> <p>○元請業者は、請け負った工事を他の建設業者(以下「下請負人」という。)に請け負わせようとするときは、下請契約締結前の段階で、法第12条第3項の規定に基づき、法第12条第1項に基づき行った事前説明の内容(説明書の記載事項)について、「告知書」により、下請負人に告知する必要があります。様式は法定されていませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。また、元請業者は告知書の写しを施工計画書に添付して監督員に提出する必要があります。</p> <p>○元請業者は、下請負人が対象建設工事の一部を再下請負に付する場合、下請負人が再下請負人に対し告知するよう指導する必要があります。</p>	告知書
⑤	契約(下請契約)	<p>《元請業者→下請負人》法第13条第1項</p> <p>○元請業者は、下請負人と下請契約を締結する場合には、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を作成し、「下請契約書」に綴り込む必要があります。法定様式はありませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。</p> <p>(記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別解体等の方法</li> <li>・解体工事に要する費用(解体工事の場合に限る。)</li> <li>・再資源化等に関する事項については、「該当なし」と記載します。</li> </ul>	法第13条及び省令第7条に基づく書面

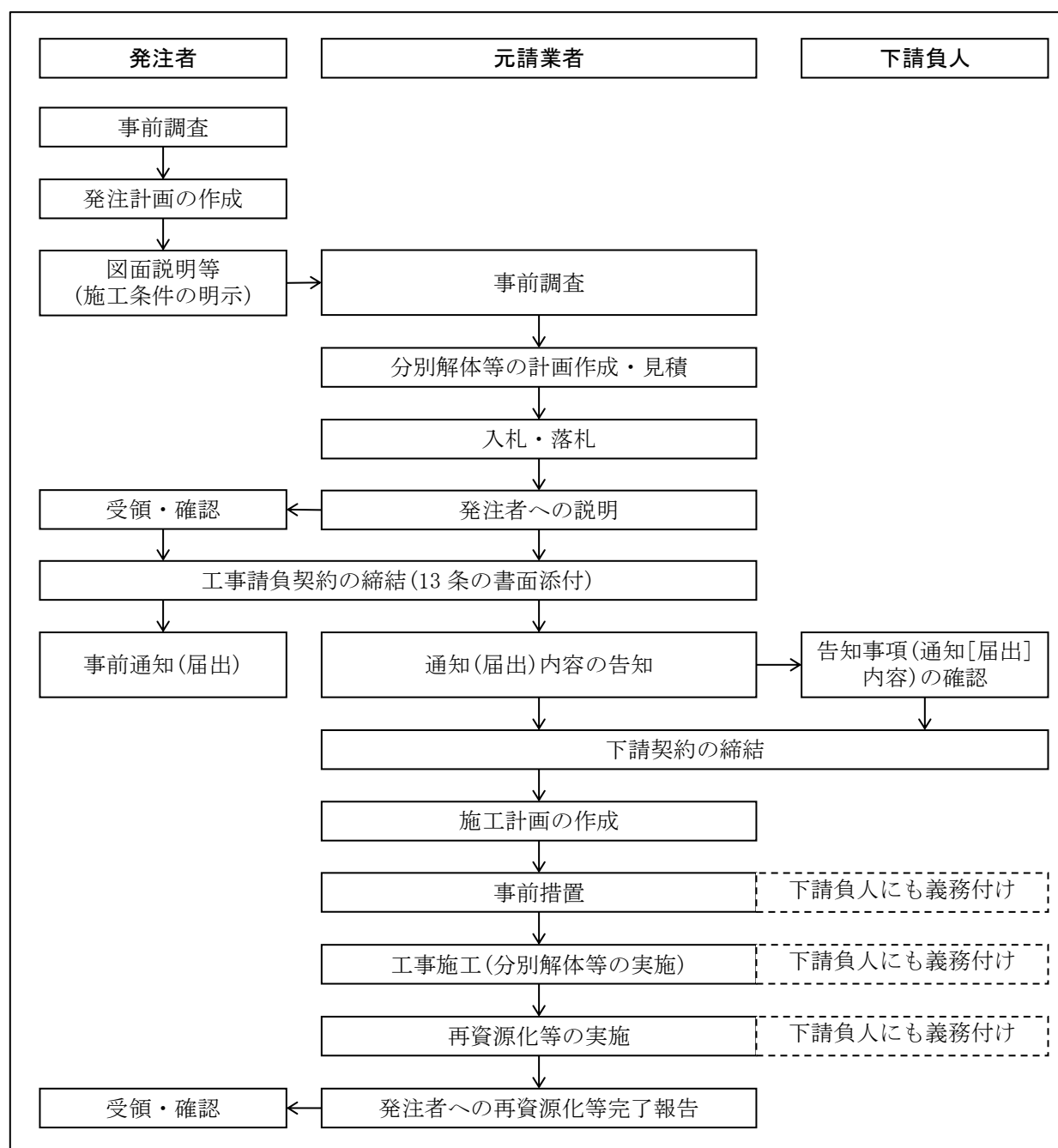
		<p>(解説)</p> <p>請負者は、「法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面」の作成に当たり、委託処理の場合は、廃棄物処理法第 12 条第 3 項及び同法施行令(昭和 46 年政令第 300 号) 第 6 条の 2 第 1 項第 3 号及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年省令第 35 号) 第 8 条の 4 の規定により、産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者と産業廃棄物の収集運搬又は処分の委託契約を締結するため、再資源化等に関する事項は記載しません。</p> <p>○元請業者は、下請負人が対象建設工事の一部を再下請負に付する場合、下請負人が「法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面」を作成し、「再下請契約書」に綴り込むよう指導する必要があります。また、元請業者はその再下請負契約書の写しを施工計画書に添付して監督員に提出する必要があります。</p>	
⑥	工事実施	<p>○技術者又は監理技術者の工事現場ごとの専任(建設業法第 26 条)及び建設業許可標識の掲示(建設業法第 40 条)が義務付けられています。請負業者は、発注者から渡された「届出(通知)済シール」を解体工事業者登録標識又は建設業許可標識の余白又は空白部に貼付し、工事完了時にはこれを剥がし廃棄してください。「届出(通知)済シール」は、法定された取組ではなく、都及び特定行政庁独自の取組です。御協力をお願いします。</p>	
⑦	助言 勧告 命令	<p>《行政庁→受注者》法第 14 条、法第 15 条、法第 19 条、法第 20 条、法第 42 条、法第 43 条</p> <p>○通知書を受理した行政庁等は、特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、対象建設工事の受注者に対し、必要な助言・勧告、命令、立入検査、報告の徴収などを行います。</p>	
⑧	工事完了	<p>《元請業者》</p> <p>○元請業者は、特定建設資材に係る分別解体等の完了の後、特定建設資材廃棄物の再資源化等の完了を産業廃棄物管理票(マニフェスト)などにより確認してください。</p>	
⑨	報告	<p>《元請業者→発注者》法第 18 条第 1 項</p> <p>○元請業者は、再資源化等が完了したときは、その旨を発注者に書面(「再資源化等報告書」)で報告する必要があります。また、当該再資源化等の実施状況の記録(「再生資源利用(促進)計画書(実施書)」)を作成し、これを保存する必要があります。法定様式はありませんが、通常、公共工事では発注者が様式を指定しています。</p> <p>(報告の記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日</li> <li>・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地</li> <li>・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用</li> </ul> <p>※「再生資源利用(促進)計画書(実施書)」は、(一財)日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成することができます(ただし、使用契約の締結が必要です)。</p> <p>一般財団法人日本建設情報総合センター(建設副産物情報センター) 電話 03-3505-0410 F A X 03-3505-0520 <a href="https://www.recycle.jacic.or.jp/">https://www.recycle.jacic.or.jp/</a></p>	<p>再資源化等報告書</p> <p>再生資源利用(促進)計画書(実施書)</p>

⑩	申告	<p>《発注者→行政庁》法第 18 条第 2 項</p> <p>○発注者は、法第 18 条第 1 項に基づく元請業者から再資源化等完了報告を受け、再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができます。</p>	
---	----	--	--

## (2) 様式の入手方法

○法定様式、参考様式ともに本手引に示すものを使用できます。各様式は、東京都都市整備局のホームページからダウンロードすることができます。

U R L [https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy\\_guido04.htm](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/recy_guido04.htm)



(図-2) 事務手続きフロー

## 4 通知書の作成方法

対象建設工事の発注者は、工事に着手する前に、あらかじめ、工事の場所を所管する都又は特定行政庁に通知書を提出する必要があります。通知書は以下のとおり作成してください。

### (1) 通知書の提出部数

東京都規則に基づき、通知書の提出部数は正副の2部とします。受理後は副本を返却しますので、副本は正本のコピーで結構です。通知に当たっての手数料等は必要ありません。

### (2) 通知書の構成

通知書は、以下のものを作成し綴り込んでください。

(表-4) 通知書の様式

提出書類	様式等
通知書	本手引に示す様式
案内図	工事現場の場所がわかる地図などの案内図を添付してください。地図などには、当該対象建設工事を施工する場所を朱書きで着色するなどして明示し、大きさはA4サイズとしてください。

### (3) 通知書の綴り方

通知書は、以下のように綴り込んでください(図-3参照)。

通知書等の綴り方は、 ①通知書：A4 ②案内図：A4 の順に綴り、左側1箇所又は2箇所を固定してください。なお、両面複写であっても差し支えありません。
--



(図-3) 通知書の綴り方

### (4) 通知書の提出先等

次頁の「建設リサイクル法に係る届出(通知)受理窓口一覧表」を参照してください。



## 届出(通知)受理窓口一覧表(区部)

地域	区分	受理窓口		
特別区の 受理区域	都 が 受 理	※別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、都知事の手務となる場合については、都が受理		
		受理窓口	担当課	住所・電話番号
	都市整備局 市街地建築部	建築指導課	新宿区西新宿 2-8-1 03-5388-3373	
	区 が 受 理	※別紙「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」により、特別区の長の手務となる場合については、工事の場所を所管する特定行政庁である各区が窓口		
		受理窓口	担当課	住所・電話番号
		千代田区 環境まちづくり部	建築指導課	千代田区九段南 1-2-1 03-5211-4315
		中央区 都市整備部	建築課	中央区築地 1-1-1 03-3546-5463
		港区 街づくり支援部	建築課	港区芝公園 1-5-25 03-3578-2310
		新宿区 都市計画部	建築指導課	新宿区歌舞伎町 1-4-1 03-5273-3735
		文京区 都市計画部 土木部	建築指導課(建築工事関係) 管理課(土木工事関係)	文京区春日 1-16-21 03-5803-1267 03-5803-1242
		台東区 都市づくり部	建築課	台東区東上野 4-5-6 03-5246-1343
		墨田区 都市計画部	建築指導課	墨田区吾妻橋 1-23-20 03-5608-1307
		江東区 都市整備部	建築課	江東区東陽 4-11-28 03-3647-9743
		品川区 都市環境部	建築課	品川区広町 2-1-36 03-5742-6771
		目黒区 都市整備部	建築課	目黒区上目黒 2-19-15 03-5722-9642
		大田区 まちづくり推進部	建築調整課	大田区蒲田 5-13-14 03-5744-1383
		世田谷区 防災街づくり担当部 土木部	建築安全課(建築工事関係) 土木計画調整課(土木工事 関係)	世田谷区玉川 1-20-1 二子玉川分庁舎 03-6432-7180 03-6432-7960
		渋谷区 都市整備部 土木部	建築課(建築工事関係) 道路課(道路工事関係)	渋谷区宇田川町 1-1 03-3463-2747 03-3463-2794
		中野区 環境部	環境課	中野区中野 4-8-1 03-3228-5799
		杉並区 都市整備部	建築課	杉並区阿佐谷南 1-15-1 03-3312-2111 内線 3324・3326
		豊島区 都市整備部	建築課	豊島区南池袋 2-45-1 03-3981-2198(直通) 03-3981-1111(内線:2666)
		北区 まちづくり部	建築課	北区王子本町 1-15-22 03-3908-9196
		荒川区 防災都市づくり部	建築指導課	荒川区荒川 2-11-1 03-3802-3111 内線 2843
		板橋区 都市整備部	建築指導課	板橋区板橋 2-66-1 03-3579-2578
	練馬区 建築・開発担当部	建築課	練馬区豊玉北 6-12-1 03-5984-1909	
	足立区 都市建設部	建築審査課	足立区中央本町 1-17-1 03-3880-5952	
	葛飾区 都市整備部	建築課	葛飾区立石 5-13-1 03-5875-7827/03-5654-8552	
江戸川区 都市開発部	建築指導課	江戸川区中央 1-4-1 03-5662-1104		

届出(通知)受理窓口一覧表(多摩)

地域	区分	受理窓口	
多	都 が 受 理	東京 都 多 摩 建 築 指 導 事 務 所	建築指導第一課 立川市錦町 4-6-3 (立川合同庁舎内) 042-548-2056 (所管範囲) 昭島市、国立市、狛江市、東大和市、 武蔵村山市、多摩市、稲城市
			建築指導第二課 小平市花小金井 1-6-20 (小平合同庁舎内) 042-464-0010 (所管範囲) 小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市
			建築指導第三課 青梅市河辺町 6-4-1 (青梅合同庁舎内) 0428-23-3289 (所管範囲) 青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、 瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
摩  地  域	市 が 受 理	八王子市 まちなみ整備部	建築指導課 八王子市元本郷町 3-24-1 042-620-7386
		立川市 まちづくり部	建築指導課 立川市泉町 1156-9 042-523-2111 内線 2337
		武蔵野市 都市整備部	建築指導課 武蔵野市緑町 2-2-28 0422-60-1875
		三鷹市 都市整備部	建築指導課 三鷹市野崎 1-1-1 0422-29-9745
		府中市 都市整備部	建築指導課 府中市寿町 1-5 042-335-4479
		調布市 都市整備部	建築指導課 調布市小島町 2-35-1 042-481-7513
		町田市 都市づくり部	建築開発審査課 町田市森野 2-2-22 042-724-4268
		小平市 都市開発部	建築指導課 小平市小川町 2-1333 042-312-1096
		日野市 まちづくり部	建築指導課 日野市神明 2-12-3 042-587-6211
		国分寺市 まちづくり部	建築指導課 国分寺市戸倉 1-6-1 042-325-0111 内線 491・492
		西東京市 まちづくり部	建築指導課 西東京市中町 1-6-8 保谷東分庁舎 042-438-4019

届出(通知)受理窓口一覧表(島しょ)

地域	区分	受理窓口	担当課	住所・電話番号・所管範囲
島しょ 地域	都 が 受 理	都市整備局 市街地建築部	建築指導課	新宿区西新宿 2-8-1 03-5388-3372 大島町、利島村、新島村、神津島村、 三宅村、御蔵島村、 八丈町、青ヶ島村、 小笠原村

再資源化等が適正に行われなかった場合の申告窓口一覧表

地域	区分	受理窓口	担当課	住所・電話番号・所管範囲
特別 区・島 しょ地 域	都 が 受 理	環境局 資源循環推進部	産業廃棄物対策課	新宿区西新宿 2-8-1 03-5388-3446
多摩地 域		東京都多摩環境事務所	廃棄物対策課	立川市錦町 4-6-3 (立川合同庁舎内) 042-528-2694
八王子 市	市 が 受 理	八王子市 資源循環部	廃棄物対策課	八王子市元本郷町 3-24-1 042-620-7458

**「建設リサイクル法に係る都と特別区の事務の区分」**

工種	都知事の事務	特別区の長の事務
建築物の解体工事	ア 延べ面積が10,000m <sup>2</sup> を超える建築物の敷地内で施工する建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上)	左記の都知事の事務に該当するもの以外の建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上)
	イ 建築基準法第51条(卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの解体工事(解体する部分の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上)	
建築物の新築・増築工事	ア-1 延べ面積が10,000m <sup>2</sup> を超える建築物の新築工事	左記の都知事の事務に該当するもの以外の建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上)
	ア-2 延べ面積が10,000m <sup>2</sup> を超えることとなる建築物の増築工事(増築部分の床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上)	
	イ 建築基準法第51条(卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の新築・増築工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(新築又は増築する部分の床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上)	
建築物の修繕・模様替等工事	ア 延べ面積が10,000m <sup>2</sup> を超える建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	左記の都知事の事務に該当するもの以外の建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)
	イ 建築基準法第51条(卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に限る。)の規定により都知事の許可を必要とする建築物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	
	ウ 建築基準法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可(区長の権限に属するものを除く。)を必要とする建築物又は工作物の修繕・模様替等工事(請負代金の額が1億円以上)	
	エ 建築基準法施行令第138条第1項各号及び同条第3項第2号ハからチまでに掲げる工作物で上記ア～ウに掲げる建築物に附置又は附属するものの新設・増設工事(請負代金の額が1億円以上)	
	オ 建築基準法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備で上記アからウに掲げる建築物に設けるものの新築・増築工事(請負代金の額が1億円以上)	
建築物以外の工作物の工事	延べ面積が10,000m <sup>2</sup> を超える建築物の敷地内で施工する工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が500万円以上)	左記の都知事の事務に該当するもの以外の工作物の解体工事又は新築工事等(請負代金の額が500万円以上)

## 5 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等については、法第9条及び法第16条の規定に従い適正に実施しなければなりません。詳細については、「東京都建設リサイクルガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の規定を参考にしてください。

ここでは、ガイドラインから、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する基本的方向に関する部分を抜粋して示します。

なお、ガイドラインは、東京都都市整備局のホームページからダウンロードすることができます。

### （1）特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向は、以下のとおりです。

①対象建設工事 対象建設工事の施工に伴う特定建設資材に係る分別解体等は、解体工事の場合は、建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工し、新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生ずる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する。
②対象建設工事以外の建設工事 対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り特定建設資材に係る分別解体等を行う。
③適正な分別解体等 特定建設資材に係る分別解体等は、その対象となる建築物等の種類や構造等により分別解体等の技術が異なる場合があり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号。以下「施行規則」という。）第2条に規定する分別解体等に係る施工方法に関する基準に従うとともに、建設工事に従事する者の技能、施工技術及び建設機械の機能等の現状を踏まえ、建築物等の状況に応じた適切な施工方法により特定建設資材に係る分別解体等を行う。

### （2）特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向は、以下のとおりです。

①対象建設工事 対象建設工事の施工に当たり、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等を着実にを行い、建設資材廃棄物の種類ごとに分別されることにより発生した特定建設資材廃棄物について、再資源化等を適切に行う。
②対象建設工事以外の建設工事 対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事においても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を行い、これに伴って発生した特定建設資材廃棄物の再資源化等を実施する。
③分別解体等困難物 法第9条の規定により正当な理由がある場合において分別解体等が困難であるため混合された状態で発生した建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進する。
④再資源化の原則 都内で施工する建設工事では、おおむね当該工事現場から50キロメートル以内に指定建設資材廃棄物である建設発生木材の再資源化施設が存することから、都関連工事においては、特定建設資材廃棄物は再資源化するものとし、縮減は行わない。

### （3）その他

請負者は、建設資材の分別解体等及び発生した建設資材廃棄物の処理等の過程においては、関係法令等を遵守し、有害物質等の発生を抑制するとともに、発生した有害物質等の適正な処理を行い周辺環境への影響の防止を図らなければなりません。

また、解体工事においては調査、設計、契約、着工、施工、完了に至る一連の過程において、関係法令を遵守する必要があります。

# 様式集・記入例（通知書）

通 知 書

知事  
東京都多摩建築指導事務所長  
市区町村長 殿

(工事発注者) 発注者名: \_\_\_\_\_  
住 所: \_\_\_\_\_  
(通 知 者) 職・氏 名: \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所 属 名			
	担当者職氏名			
	住 所			
	電 話 番 号	— —	(内線 )	
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	東京都 市区町村		
	工事の概要	工事の種類と規模 (該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)		
		<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事	用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m <sup>2</sup>	
		<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事	用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m <sup>2</sup>	
<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの		用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円 (税込)		
<input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ( ) 注	請負代金 _____ 万円 (税込)			
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日 工事着工予定日: 年 月 日			
受注者	会 社 名		現場代理人氏名	
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号	— —	FAX	— —

※受付番号: \_\_\_\_\_

注 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例: 舗装、築堤、土地改良等)

注 公印省略にあたっては提出先の指示に従うこと。

## 通知書

〇〇区長 殿

(工事発注者) 発注者名: 東京都知事 東 太郎

住 所: 東京都新宿区西新宿2-8-1

(通知者) 職・氏名: 〇〇建設事務所長 建設 一郎

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

## 記

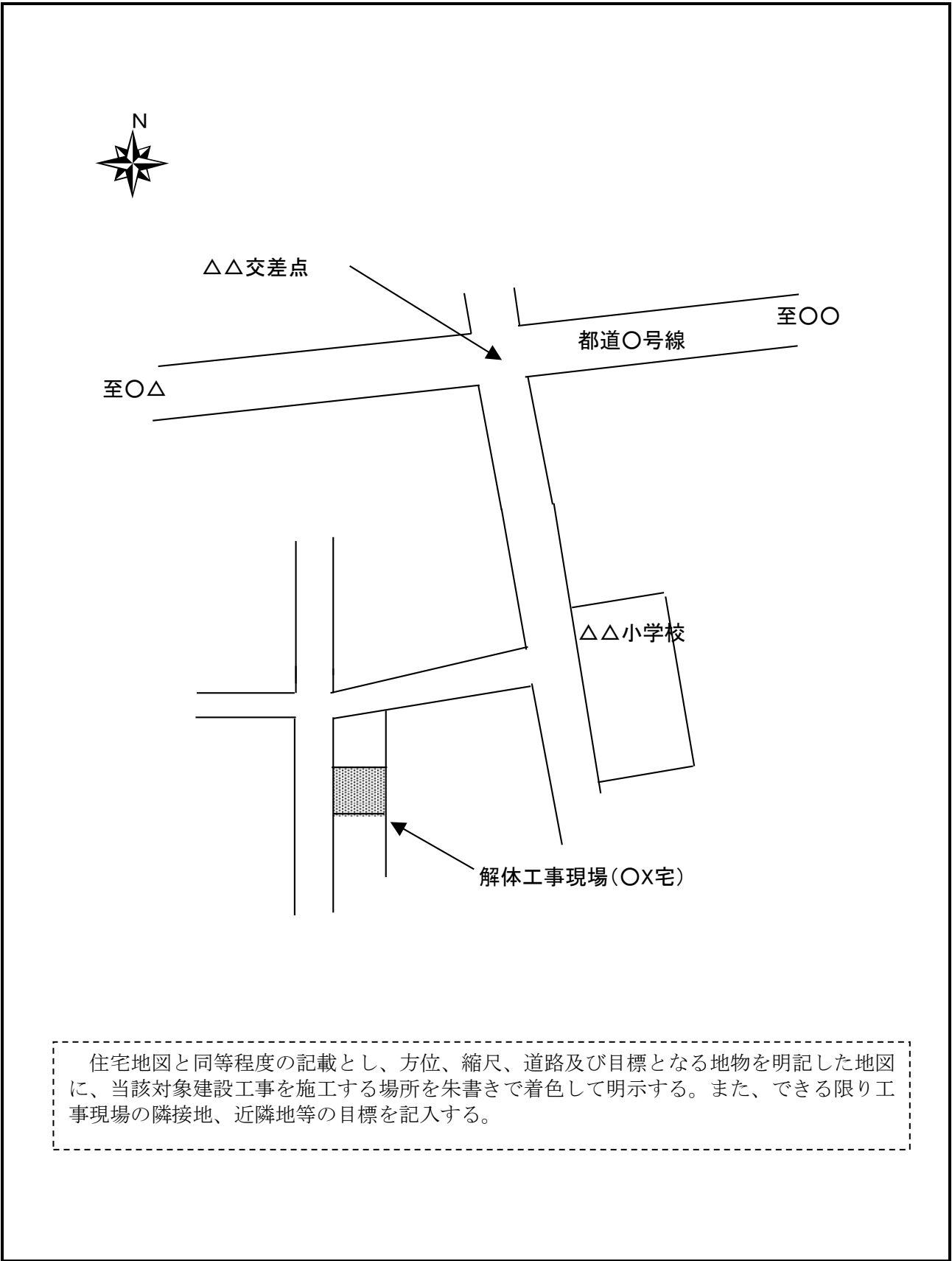
連絡先	所属名	〇〇建設事務所 工事課		
	担当者職氏名	監督員 工事 花子		
	住 所	東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇		
	電話番号	03-0000-0000 (内線〇〇-0000)		
工事の内容	工事の名称	道路築造工事		
	工事の場所	東京都〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇地先		
	工事の概要	工事の種類と規模 (該当事項の口欄に「し」を付すか「■」とする)		
		<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事	用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m <sup>2</sup>	
		<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事	用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m <sup>2</sup>	
<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの		用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円 (税込)		
<input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (舗装) 注		請負代金1000万円 (税込)		
工 期	令和5年〇月〇日~令和5〇年〇月〇日 工事着工予定日: _____ 年 _____ 月 _____ 日			
受注者	会社名	〇〇建設(株)	現場代理人氏名	シゲル イチロウ 資源 一郎
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇〇-〇〇		
	電話番号	03-0000-0000	FAX	03-0000-0000

## ※受付番号:

注 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例: 舗装、築堤、土地改良等)

注 公印省略にあたっては提出先の指示に従うこと。

# 案内図



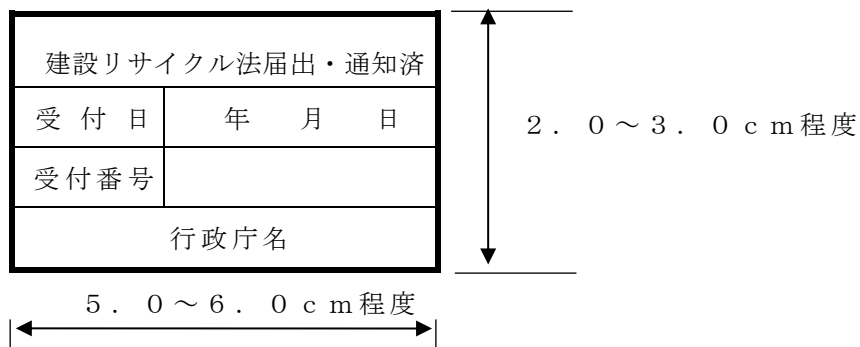


# 届出（通知）済シール

## 届出(通知)済シールの例

届出(通知)をした際に、以下のような届出(通知)済シールを交付しますので、工事現場に掲示された標識に貼付してください。

(例1)



(例2)

建設リサイクル法届出・通知済	
受付日	年 月 日
受付番号	
行政庁名	

※受注者の責任者名 \_\_\_\_\_  
※受注者の連絡先 \_\_\_\_\_

注) この例以外のスタイルのシールを交付する場合があります。

## 届出（通知）済シールの貼付箇所

標識の余白に貼付してください。ただし、余白がない場合又は入りきらない場合は、標識様式の文字を隠さない場所に貼付してください。

### 1.（建設業許可業者の場合）※建設業法施行規則第25条

横 40 c m 以上		
縦 40 c m 以上	建設業の許可票	
	商号又は名称	
	代表者の氏名	
	主任技術者の氏名	専任の有無
	資格名	資格者証交付番号
	一般建設業又は特定建設業の別	
	許可を受けた建設業	
	許可番号	国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号
許可年月日		
余 白 ※余白であれば上下左右どこでも可		
シール貼付箇所		

### 2.（解体工事業登録業者の場合）※建設リサイクル法解体工事業に係る登録に関する省令第8条

横 40 c m 以上	
縦 35 c m 以上	解体工事業登録票
	商号、名称又は氏名
	法人である場合の 代表者の氏名
	登録番号
	登録年月日
技術管理者の氏名	
余 白 ※余白であれば上下左右どこでも可	
シール貼付箇所	

注）シールは角から剥がすと剥がれやすいです。

## 様式集・記入例（その他の様式）

その他の様式については、公共工事の場合は、発注者が様式を定めている場合が多いので、その様式を使用してください。本手引では一般的・標準的な様式を掲載していますので、発注者の承諾が得られれば、これを使用することもできます。

なお、その他の様式の標準的な作成の仕方を次頁以降に示します。

注) 別表 (別紙様式 1-2、別紙様式 1-3、別紙様式 1-4) の記入に当たり、「建築物に関する調査の結果」及び「工事着工前に実施する措置の内容」の項目の「付着物の有無」及び「その他」の欄について、該当がある場合には、必ずその内容を記入してください。

なお、事前措置や分別解体が必要な付着物・有害物質等の詳細については、パンフレット「建築物の解体等に伴う有害物質の適切な取扱い」(建設副産物リサイクル広報推進会議)を参照願います。このパンフレットは国土交通省のホームページからダウンロードが可能です。

【国土交通省リサイクルホームページ】<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.htm>

(上記パンフレットを参考に作成) 付着物・有害物質等の例

		特定建設資材の付着物(※1)	事前措置が必要なもの(※2)	分別解体等が必要なもの
石綿	飛散性(準ずるものも含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>吹付け石綿</li> <li>石綿含有吹付けロックウール</li> <li>石綿含有煙突断熱材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿含有けい酸カルシウム板(2種) (耐火被覆成形版)</li> <li>配管保温材</li> </ul>	
	非飛散性	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビニール床タイル</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿セメント板 (※3)</li> <li>石綿含有けい酸カルシウム板</li> <li>押出成形セメント板</li> <li>住宅屋根用石綿セメント板</li> <li>住宅外壁用石綿セメント板</li> </ul>
その他の付着物		<ul style="list-style-type: none"> <li>吹付けロックウール</li> <li>パーライト吹付け</li> <li>打込み木毛セメント板</li> <li>打込み木片セメント板</li> <li>打込み発泡ポリスチレン板</li> <li>吹付け発泡ウレタン</li> </ul>		
その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>PCB含有物(廃PCB・PCB汚染物を含むもの)</li> <li>冷凍機冷媒フロン</li> <li>冷凍機冷媒臭化リチウム</li> <li>蓄電池</li> <li>蛍光灯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根ふき材</li> <li>畳</li> <li>砒素・カドミウム含有石膏ボード</li> <li>その他の内装材</li> </ul>

(※1) 建設リサイクル法で義務付けられている特定建設資材からの事前除去が必要な付着物・有害物質等の例

(※2) 工事着手前に事前措置が必要な付着物・有害物質等の例

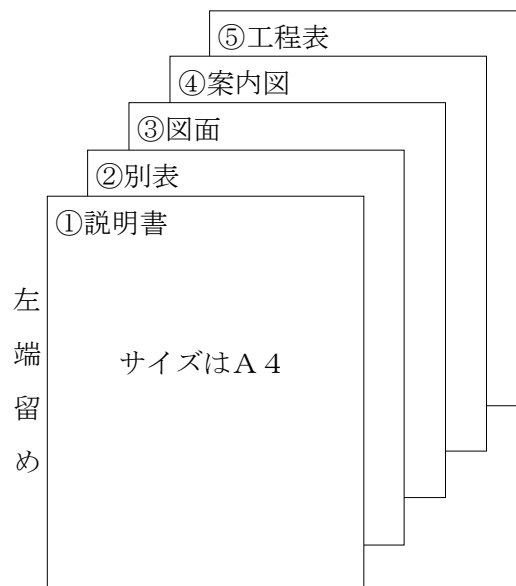
(※3) 解体・改修工事等により飛散するおそれがある場合は、工事着手前に事前措置が必要

巻末の参考資料もご参照下さい。

(1) 説明書

(表-5) 説明書の様式及び構成

提出書類	様式等	
説明書	標準様式 (別紙様式 1-1)	
別表	建築物の解体工事	様式 (別紙様式 1-2)
	建築物の新築・増築工事	様式 (別紙様式 1-3)
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	様式 (別紙様式 1-4)
図面	建築物の解体工事	平面図・立面図・配置図等
	建築物の新築・増築工事	
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	
案内図	工事現場の場所がわかる地図などの案内図を添付してください。地図などには、当該対象建設工事を施工する場所を着色するなどして明示し、大きさはA4サイズとしてください。	
工程表	標準様式 (様式自由)	



(図-4) 説明書の綴り方

# 説 明 書

年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 — ) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_
2. 工事の場所 \_\_\_\_\_
3. 説明内容 添付資料のとおり
4. 添付資料 (該当する事項の口欄に、「レ」を付すか「■」にすること。)
  - ①別表 (別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)
    - 別表 1 (建築物に係る解体工事)
    - 別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
    - 別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
  - ②図面
  - ③案内図
  - ④工程表

# 説 明 書

令和5年〇月〇日

(発注者)

東京都知事 東 太 郎 様

氏名 〇〇建設株式会社 東京支店長 解体 進  
(郵便番号〇〇〇-△△△△)電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
住所 東京都 〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり説明します。

## 記

1. 工事の名称 道路築造工事
2. 工事の場所 東京都△△区△△町△△丁目地先
3. 説明内容 添付資料のとおり
4. 添付資料（該当する事項の口欄に、「レ」を付すか「■」にすること。）
  - ①別表（別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの）
    - 別表 1（建築物に係る解体工事）
    - 別表 2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
    - 別表 3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））
  - ②図面 別紙図面のとおり
  - ③案内図 別紙案内図のとおり
  - ④工程表 別紙工程表のとおり



建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他( )		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数__年、棟数__棟 その他( )		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約__m その他( )		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( )		
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約__m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( )		
	残存物品	<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無		
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無		
	他法令関係	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿吹付け石綿、石綿含有断熱材等 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル、スレートボード等) 特定建設資材への付着( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 無	
		フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		分別解体等の方法	
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )	
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )	
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤その他( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他( ) その他の場合の理由( )		
<input type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由( )		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	発生が見込まれる部分(注)	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	量の見込み トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

# 記入例

別表1

別紙様式1-2

(A4)

建築物に係る解体工事

## 分別解体等の計画等

建築物の構造		<input checked="" type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他( )	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 <b>30</b> 年、棟数 <b>1</b> 棟 その他( <b>住宅密集地内</b> )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input checked="" type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約 ___m その他( <b>住宅密集地内</b> )	
建築物に関する調査及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他( )	<b>隣地使用の承諾済 道路使用許可済</b>
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 ___m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( <b>大型車交通不可</b> )	<b>交通整理員の常駐 2トントラックで搬出</b>
	残存物品	<input checked="" type="checkbox"/> 有( <b>エアコン</b> ) <input type="checkbox"/> 無	<b>工事施工まで引き取り依頼済</b>
	特定建設資材への付着物	<input type="checkbox"/> 有( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	他法令関係	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿吹付け石綿、石綿含有断熱材等 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル、スレートボード等) 特定建設資材への付着( <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労働衛生法・石綿予防規則等) <input checked="" type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
	フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> フロン類使用機器の有無に関する事前確認書面の保存 <input type="checkbox"/> フロン類回収済 <input type="checkbox"/> フロン類回収予定
その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input checked="" type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他( ) その他の場合の理由( )	
<input checked="" type="checkbox"/> 内装材に木材が含まれる場合		<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可 不可の場合の理由( <b>建築物の構造上、取り外しができないため</b> )	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		40トン	
廃棄物発生見込み	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分		発生が見込まれる部分(注)
	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	10トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊		<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	25トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

①築年数(又は建築年)を記載、複数等の場合は、各々記載

②隣家の建物への近接状況、周辺環境、その他施工に注意が必要な事項

③解体機械の設置場所、作業空地の状況

④搬出経路の状況、前面道路の幅員、路面状況など

⑤家電製品、タンス等の残存物品

⑥近隣対策や必要な諸官庁への届出の状況、石綿、フロンなどの有害物質が存在する場合は対処について記載

⑦原則手作業だが、機械併用の場合はその理由  
注:単純に工期短縮のため等の場合は不可

⑧原則手作業だが、機械併用の場合はその理由  
注:単純に工期短縮のため等の場合は不可  
機械併用の場合は、足場等の設備を設置してもなお、1屋根版の腐朽 2トタン屋根のため滑りやすいなど

⑨上部構造部分とは、基礎より上部、屋根(屋上)より下部の躯体部分を指す

⑩その他の場合は理由を記載

⑪「分別に支障となる建設資材」:木材と一体となった石膏ボード、タイル、壁紙の塩化ビニル、窓枠の金属など

⑫「事前の取り外し」:原則木材より先に取り外す必要があるが、技術上困難である場合はその理由を記載

⑬特定建設資材に限らず全ての重量を記載すること(数量は整数表示)

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他( )		
	周辺状況	周辺にある施設 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約____m その他( )		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( )	
	搬出経路		障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( )	
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)		<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input type="checkbox"/> 無	
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有断熱材等) <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル、スレートボード等) 特定建設資材への付着( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則等) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
		フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> フロン類使用機器の有無に関する事前確認書面の保存 <input type="checkbox"/> フロン類回収済 <input type="checkbox"/> フロン類回収予定
その他				
工程ごとの作業内容	工程		作業内容	
	①造成等		造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④屋根		屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
⑥その他( )		その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分			
	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
	<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
	<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥		
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

# 記入例

別表2

別紙様式1-3

(A4)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

	使用する特定建設資材の種類	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> 木材	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">①使用する特定建設資材についてチェックマークをする</div>		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他( )	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">②新築の場合は空欄で可。その他は築年数(又は建築年)を棟ごとに記入</div>		
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input checked="" type="checkbox"/> その他( <b>幼稚園</b> ) 敷地境界との最短距離 約 <u>2</u> m その他( <b>幹線道路(国道)沿い、交通量多い</b> )	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">③隣家の建物への近接状況、周辺環境、その他施工に注意が必要な事項</div>		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 <input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分 その他( )	<b>道路使用許可済</b>		
	搬出経路	障害物 <input checked="" type="checkbox"/> 有( <b>未舗装</b> ) <input type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u>12</u> m 通路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( <b>大型車交通可能</b> )	<b>敷鉄板設置により工事用道路の確保 交通整理員の常駐</b>		
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無			
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿吹付け石綿、石綿含有断熱材等 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル、スレートボード等) 特定建設資材への付着( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則等) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施	
		フロン(フロン排出抑制法)	<input type="checkbox"/> 有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> フロン類使用機器の有無に関する事前確認書面の保存 <input type="checkbox"/> フロン類回収済 <input type="checkbox"/> フロン類回収予定	
その他			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">④工作機械の設置場所、作業空地の状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">⑤搬出経路の状況、前面道路の幅員、路面状況など</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">⑥近隣対策や必要な諸官庁への届出の状況、石綿、フロンなどの有害物質が存在する場合は対処について記載</div>		
工程ごとの作業内容	工程		作業内容		
	①造成等	造成等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
⑥その他(仮設)	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">⑦500万円以上の造成等の工事がある場合は、別表3も必要</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">⑧上部構造部分とは、基礎より上部、屋根(屋上)より下部の躯体部分を指す</div>		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; font-size: small;">⑨廃棄物の発生量を記入(使用量ではないことに注意)(数量は整数表示)</div>
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	<b>24</b> トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	<b>10</b> トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	<b>30</b> トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥	
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
備考					

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

### 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		□鉄筋コンクリート造 □その他( )		
工事の種類		□新築工事 □維持・修繕工事 □解体工事 □電気 □水道 □ガス □下水道 □鉄道 □電話 □その他( )		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 ____年 その他( )		
	周辺状況	周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他( ) 敷地境界との最短距離 約 ____m その他( )		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 □十分 □不十分 その他( )	
	搬出経路		障害物 □有( ) □無 前面道路の幅員 約 ____m 通学路 □有 □無 その他( )	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)		□有 ( ) □無	
	他法令関係 (解体・維持・修繕工事のみ)	石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	□有 □飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有断熱材等) □非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル、スレートボード等) 特定建設資材への付着( □有 □無 ) □無	□飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則等) □飛散性石綿の適正処理の実施 □非飛散性石綿の適正処理の実施
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無		□手作業 □手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		□上の工程における⑤→④→③の順序 □その他( ) その他の場合の理由( )		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
		□コンクリート塊		□① □② □③ □④ トン □⑤ □⑥
		□アスファルト・コンクリート塊		□① □② □③ □④ トン □⑤ □⑥
		□建設発生木材		□① □② □③ □④ トン □⑤ □⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

# 記入例

別表3

## 別紙様式 1-4

(A4)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

### 分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他( )		
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他( <b>〇〇施設設置工事</b> )		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 <u>      </u> 年 その他( )	
	周辺状況	周辺にある施設 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 商業施設 <input checked="" type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> その他( ) 敷地境界との最短距離 約 <u> 3 </u> m その他( <b>都道上交通量多し、民家が密集</b> )	
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 <input type="checkbox"/> 十分 <input checked="" type="checkbox"/> 不十分 その他( <b>機械置場なし</b> )	<b>隣接地を借用、道路使用許可済</b>
	搬出経路	障害物 <input type="checkbox"/> 有( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無 前面道路の幅員 約 <u> 12 </u> m 通学路 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他( <b>現道上的ため支障なし</b> )	<b>交通整理員の常駐</b>
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有( ) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 飛散性石綿吹付け石綿、石綿含有断熱材等 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル、スレートボード等) 特定建設資材への付着( <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 )	<input type="checkbox"/> 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則等) <input type="checkbox"/> 飛散性石綿の適正処理の実施 <input type="checkbox"/> 非飛散性石綿の適正処理の実施
	その他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他( ) その他の場合の理由( )		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)	トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	<b>10</b> トン
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	<b>230</b> トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

①解体工事の場合はチェックマーク。鉄筋コンクリート造以外は「その他」欄に、アスファルト造など具体的に記載

②「その他」の場合は具体的に記載

③解体のみの場合は、必要なし

④築造年数を記載(新築工事の場合は空欄でよい)

⑤工事現場の周囲の状況、騒音、粉塵などの対策や安全確保の有無などについて記載

⑥調査結果: 工作機械の設置場所、作業場所の状況  
措置内容: 作業場所の確保が十分でない場合は具体的な対策を記載。確保できている場合でも、作業場所について記載

⑦調査結果: 搬出経路の状況、前面道路幅員路面状況など 措置内容: 搬出経路に障害物がある場合は具体的に方法を記載。支障ない場合はその旨を記載

⑧近隣対策や必要な諸官庁への届出の状況、石綿、フロンなどの有害物質が存在する場合は対処について記載

⑨本体付属品とは、さく、照明設備、標識などをいう

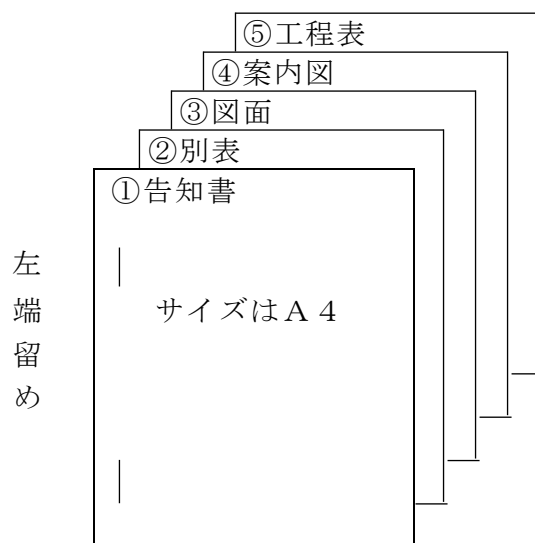
⑩解体工事の場合のみ記入  
なお、記入する場合は、特定建設資材に限らず全ての重量を、記載することの重量を、記載すること

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

## (2) 告知書

(表-6) 説明書の様式及び構成

提出書類	様式等	
告知書	標準様式 (別紙様式 2-1)	
別表	建築物の解体工事	様式 (別紙様式 1-2)
	建築物の新築・増築工事	様式 (別紙様式 1-3)
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	様式 (別紙様式 1-4)
図面	建築物の解体工事	平面図・立面図・配置図等
	建築物の新築・増築工事	
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	
案内図	工事現場の場所がわかる地図などの案内図を添付してください。地図などには、当該対象建設工事を施工する場所を着色するなどして明示し、大きさはA4サイズとしてください。	
工程表	標準様式 (様式自由)	



(図-5) 告知書の綴り方

## 告 知 書

年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 — ) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 3 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_
2. 工事の場所 \_\_\_\_\_
3. 告知内容 別添資料のとおり
4. 添付資料 (該当する事項の口欄に、「レ」を付すか「■」にすること。)
  - ①別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)
    - 別表 1 (建築物に係る解体工事)
    - 別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
    - 別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
  - ②図面
  - ③案内図
  - ④工程表



## 告知書

令和5年〇月〇日

(下請負人)

株式会社〇〇工業 様

氏名 〇〇建設株式会社 東京支店長 解体 進

(郵便番号〇〇〇-△△△△) 電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住所 東京都 〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 3 項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について下記のとおり告知します。

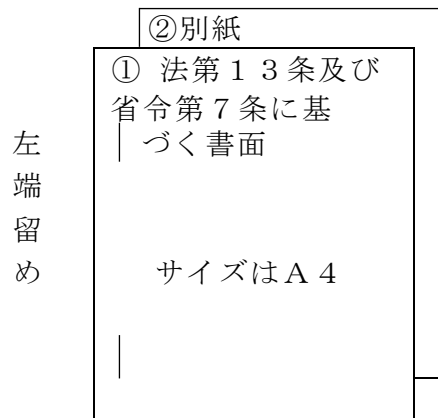
## 記

1. 工事の名称 道路築造工事
2. 工事の場所 東京都△△区△△町△△丁目地先
3. 告知内容 別添資料のとおり
4. 添付資料 (該当する事項の口欄に、「レ」を付すか「■」にすること。)
  - ①別表 (別表 1~3 のいずれかに必要事項を記載したもの)
    - 別表 1 (建築物に係る解体工事)
    - 別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
    - 別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
  - ②図面 別紙図面のとおり
  - ③案内図 別紙案内図のとおり
  - ④工程表 別紙工程表のとおり

(3) 法第13条及び省令第7条に基づく書面

(表-7) 法第13条及び省令第7条に基づく書面様式及び構成

提出書類	様式	
法第13条及び省令第7条に基づく書面	建築物の解体工事	様式(別紙様式3-1)
	建築物の新築・増築工事	様式(別紙様式3-2)
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	様式(別紙様式3-3)
別紙	別紙	



(図-6) 法第13条及び省令第7条に基づく書面の綴り方

## 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

## 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工 程 こ の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	③外装材・上部 構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額) \_\_\_\_\_ 円(税込)

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額) \_\_\_\_\_ 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※2、4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。

## 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

## 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工程 ことの 作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(腐朽)
	③外装材・上部 構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

## 2. 解体工事に要する費用(見積金額)

〇〇〇〇〇〇〇円(税込)

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

## 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

## 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額)

〇〇〇〇〇〇〇円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※2、4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。





## 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

## 1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（見積金額） なし3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額） \_\_\_\_\_ 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※4については、「工事請負契約書」の3（契約金額）のうち書きである。

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 (見積金額)

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (見積金額)

〇〇〇〇〇〇円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※4については、「工事請負契約書」の3 (契約金額) のうち書きである。



別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

別紙

記入例

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	〇〇興業(株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇—〇〇 〇
アスファルト・コンクリート塊	〇〇建材(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇—〇〇 〇
建設発生木材	日本〇〇(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇—〇〇 〇
建設発生木材	〇〇ボード(株)	東京都〇〇市〇〇町〇〇—〇〇 〇

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

## 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

### 1. 分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（見積金額） \_\_\_\_\_ 円(税込)

（注）解体工事の場合のみ記載する。

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額） \_\_\_\_\_ 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※2、4については、「工事請負契約書」の3（契約金額）のうち書きである。

法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用(見積金額)

なし

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用(見積金額) \_\_\_\_\_ 〇〇〇〇〇〇円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

※2、4については、「工事請負契約書」の3(契約金額)のうち書きである。

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

(書ききれない場合は別紙に記載)

記 入 例

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	株〇〇産業	東京都△△区△△一△△
コンクリート塊	株□□工業	東京都〇〇市〇〇一〇〇
アスファルト・コンクリート塊	〇〇興業(株)	東京都□□市□□一□□
アスファルト・コンクリート塊	△△△△	東京都〇〇市〇〇一〇〇
建設発生木材	〇〇チップ工場	東京都△△市△△一△△

※選択した施設を記載（品目ごとに複数記入可）

(4) 法第13条及び省令第7条に基づく書面（下請契約用）

(表-8) 法第13条及び省令第7条（下請契約用）に基づく書面様式及び構成

提出書類	様式	
法第13条及び省令第7条に基づく書面（下請契約用）	建築物の解体工事	様式（別紙様式3-1）
	建築物の新築・増築工事	様式（別紙様式3-2）
	建築物の修繕・模様替等工事	
	建築物以外の工作物の工事	様式（別紙様式3-3）

# 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面（下請契約用）

（建築物に係る解体工事の場合）

## 1. 分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （ ）	その他の取り壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用（見積金額） \_\_\_\_\_ 円(税込)

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 \_\_\_\_\_ 該当なし  
(記載しない)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額） \_\_\_\_\_ 該当なし  
(記載しない)



## 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面（下請契約用）

（建築物に係る解体工事の場合）

### 1. 分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （ ）	その他の取り壊し □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

### 2. 解体工事に要する費用（見積金額）

\_\_\_\_\_ 円(税込)

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

### 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし  
(記載しない)

### 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）

該当なし  
(記載しない)

# 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面（下請契約用）

（建築物に係る新築工事等の場合）

## 1. 分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

## 2. 解体工事に要する費用（見積金額）

なし

## 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし  
(記載しない)

## 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）

該当なし  
(記載しない)

## 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面（下請契約用）

（建築物に係る新築工事等の場合）

### 1. 分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①造成等	造成等の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (            )	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

### 2. 解体工事に要する費用（見積金額）

なし

### 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし  
(記載しない)

### 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）

該当なし  
(記載しない)

# 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面（下請契約用）

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

## 1. 分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする）

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

## 2. 解体工事に要する費用（見積金額）

\_\_\_\_\_ 円(税込)

（注）解体工事の場合のみ記載する。

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

## 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし  
(記載しない)

## 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）

該当なし  
(記載しない)

## 法第 13 条及び省令第 7 条に基づく書面（下請契約用）

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

### 1. 分別解体等の方法

（該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする）

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

### 2. 解体工事に要する費用（見積金額）

\_\_\_\_\_ 円(税込)

（注）解体工事の場合のみ記載する。

※ 解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

### 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

該当なし  
(記載しない)

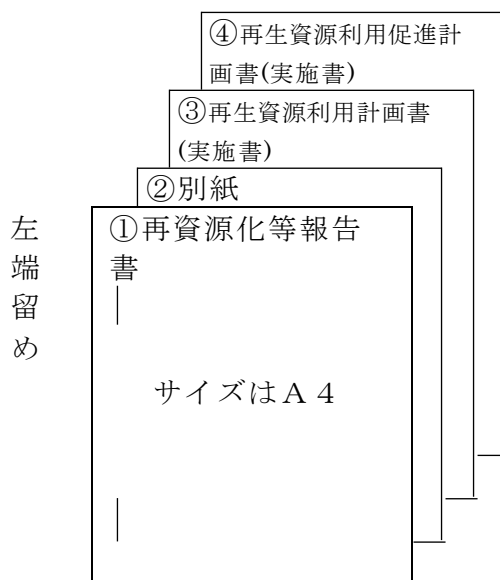
### 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（見積金額）

該当なし  
(記載しない)

(5) 再資源化等報告書

(表-9) 再資源化等報告書の様式及び構成

提出書類	様式等	
再資源化等報告書	(別紙様式4-1)	
別紙	別紙	
添付資料1	再生資源利用計画書(実施書)	
添付資料2	再生資源利用促進計画書(実施書)	



(図-7) 再資源化等報告書の綴り方

## 再 資 源 化 等 報 告 書

年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 — ) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

## 記

1. 工事の名称 \_\_\_\_\_

2. 工事の場所 \_\_\_\_\_

3. 再資源化等が完了した年月日 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 \_\_\_\_\_万円 (税込み)

6. 添付資料 (該当事項の□欄に「し」を付すか「■」とする)

□再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

□再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

## 再資源化等報告書

令和5年〇月〇日

(発注者)

東京都知事 東 太郎 様

氏名 〇〇建設株式会社 東京支店長 解体 進

(郵便番号〇〇〇-△△△△) 電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

住所 東京都 〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 道路築造工事
2. 工事の場所 東京都△△区△△町△△丁目地先
3. 再資源化等が完了した年月日 令和5年〇月〇日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	(株)〇〇産業	東京都△△区△△-△△
アスファルト・コンクリート塊	〇〇工業(株)	東京都□□市□□-□□
アスファルト・コンクリート塊	△△△△	東京都〇〇区〇〇-〇〇
建設発生木材	(株)▽▽センター	東京都▽▽市▽▽-▽▽

(書ききれない場合は別紙に記載)

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 \_\_\_\_\_ 万円 (税込み)
6. 添付資料 (該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)
  - 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
  - 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)



別 紙  
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

様式1・イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版ー

表面

1. 工事概要

発注機関名		発注機関コード*1	発注担当者チェック欄	法人番号	請負会社名	請負会社コード*2	記入年月日 R. 年 月 日
TEL			担当者	建設業許可または 解体工事業者登録	大匠 知事	号	工事責任者
TEL				会社所在地	TEL	Email	調査票記入者
工事名		工事種別コード*3	請負金額	左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再生処理等に要した費用		建築面積	
工事施工場所		都 道 市 区 府 県 町 村	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	千 百 十 千 百 十 萬 圓 未 滿 四 拾 五 萬 圓 (税 込 込 込)	千 百 十 千 百 十 萬 圓 (税 込 込 込) 1 万 圓 未 滿 四 拾 五 萬 圓 (税 込 込 込)	延床面積	階 数
工事概要等		施工条件の内容 (再生資源の利用 に関する特記事項 等)	再資源化等が完了した年月日 令和 年 月 日	建設・解体工事のみ 右欄に記入して下さい		構造 (数字に○をつける)	地上 階 地下 階

2. 建設資材利用計画

分類	建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)				再生資源 利用率 B/A×100
	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称 コード*7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*8	
特定建設資材	コンクリート			トン	トン				
	コンクリート及び 鉄筋から成る 建設資材			トン	トン				
	木材			トン	トン				
	アスファルト ・コンクリート			トン	トン				
	土砂			締めm <sup>3</sup>	締めm <sup>3</sup>				
その他の建設資材	砕石			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>				
	塩化ビニル管 ・継手			トン	トン				
	石膏ボード			トン	トン				
	その他の 建設資材			トン	トン				
	合計			トン	トン				

コード\*5  
コンクリートについて  
1.生コン(バトン骨材)  
2.再生生コン(Co再生骨材M)  
3.再生生コン(Co再生骨材L)  
4.再生生コン(その他再生骨材)  
5.再生生コン(その他再生骨材)  
6.無筋コンクリート二次製品(バトン骨材)  
7.無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)  
8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)  
9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)  
10.その他

コード\*6  
コンクリート・コンクリートについて  
1.表層 2.基層  
3.上層路盤 4.歩道  
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)  
6.土砂について  
7.道路路床 8.路床 9.河川築堤  
10.構造物等の裏込材、埋戻し用  
11.宅地造成用 12.水面埋立用  
13.ほ場整備(農地整備)  
14.その他

コード\*7  
アスファルト・コンクリートについて  
1.再生生コン(Co再生骨材H)  
2.再生生コン(Co再生骨材M)  
3.再生生コン(Co再生骨材L)  
4.再生生コン(その他再生骨材)  
5.無筋コンクリート二次製品(リユース品)  
6.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)  
7.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)  
8.その他

コード\*8  
再生資材の供給元について  
1.現場内利用  
2.他の工事現場(内陸)  
3.他の工事現場(海面)  
4.再資源化施設  
5.土砂ストックヤード  
6.その他

コード\*9  
施工条件について  
1.再生材の利用の指示あり  
2.再生材の利用の指示なし

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ① (%)	
		現場内利用		減量化 ③減量化量 小数点第三位まで *11	搬出先名称		搬出先場所住所		④現場外搬出量		⑤再生資源利用促進量 小数点第三位まで	②+③+⑤ ① (%)				
		用途コード *10	②利用量 小数点第三位まで		うち現場内改良分 小数点第三位まで	2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件の内容 コード*12	住所コード *4	運搬距離 *13			搬出先の種類 コード*13	うち現場内改良分 小数点第三位まで		
特定廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	建設発生木材A (柱、梁などの製材材が専ら用いたもの)	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	その他がれき類	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
建設廃棄物	建設発生木材B (土床、基礎材などの構造物など)	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	建設汚泥	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	金属くず	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	廃塩化ビニル管・継手	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	廃石膏ボード	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	紙くず	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	フラスコ (飛散性)	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	その他の分別された廃棄物	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間				km		トン	トン	トン	%	
	建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間				km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
		第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間				km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
第三種建設発生土		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間				km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
第四種建設発生土		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間				km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
産業土以外の泥土		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間				km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
炭素土 (建設汚泥を除く)		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間				km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
合計		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間				km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	

注記  
 ・ 一般廃棄物は記入しないで下さい。  
 ・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

コード\*10  
 1. 路盤材  
 2. 裏込材  
 3. 埋戻材  
 4. その他

コード\*11  
 1. 焼却  
 2. 脱水  
 3. 天日乾燥  
 4. その他

コード\*12  
 施工条件について  
 1. A指定処分  
 (発注時に指定されたもの)  
 2. B指定処分  
 (発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)  
 3. 自由処分

コード\*13  
 【建設廃棄物の場合】  
 1. 売却  
 2. 他の工事現場  
 3. 広域認定制度による処理  
 4. 中間処理施設(アスファルト合材プラント)  
 5. 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)  
 6. 中間処理施設(サマールリサイクル)  
 7. 中間処理施設(単純焼却)  
 8. 廃棄物最終処分場(海面処分場)  
 9. 廃棄物最終処分場(内陸処分場)

【建設発生土の場合】  
 1. 売却  
 2. 他の工事現場(内陸)  
 3. 他の工事現場(海面)  
 4. 土質改良プラント  
 5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)  
 6. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がない場合)  
 7. 採石場・砂利採取地等復旧事業  
 8. 廃棄物最終処分場(覆土としての受入)  
 9. 廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)  
 10. 土捨て場・残土処分場

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー 『建設リサイクルガイドライン』、『建設リサイクル法第18条再生資源化報告』対応版ー

**表面**

1. 工事概要

法人番号		請負会社名		請負会社コード*2	
建設業許可または 解体工事業者登録	大庄 知事	建設業許可または 解体工事業者登録	号	記入年月日	R. 年 月 日
会社所在地	TEL	会社所在地	Email	工事責任者	
				調査票記入者	

工事名	工事種別コード*3	請負金額	千 百 十 千 百 十 百 百 百 百 百 百 五 一 万円未満四捨五入 万円 (税込み)	左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再生資源化等に要した費用
工事施工場所	都 道 市 区 府 県 町 村	住所コード*4	和 令 年 月 日 から 和 令 年 月 日 まで	再資源化等が完了した年月日 和 令 年 月 日
工事概要等	施工条件の内容 (再生資源の利用 に関する特記事項 等)			建築・解体工事のみ 右欄に記入して下さい

建築面積	延床面積	階 数	地 上 階 地 下 階
(数字に〇をつける)	(数字に〇をつける)		
構造	1.鉄骨鉄筋コンクリート造 4.コンクリートブロック造	2.鉄筋コンクリート造 5.木造	3.鉄骨造 6.その他
用途	1.居住専用 4.店舗 7.学校	2.居住産業併用 5.工場・作業所 9.臨診診療所	3.事務所 6.倉庫 9.その他

※解体工事については、建築面積をご記入いただくなくても結構です。

2. 建設資材利用実施

分類	建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)				再生資源 利用率 B/A × 100			
	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称 コード*7	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*8		施工条件 内容 コード*9	再生資材の供給元場所住所 住所コード*4	
特定建設資材	コンクリート			トン	トン						%	
	合計				トン	トン						%
	コンクリート及び 鉄骨から成る 建設資材			トン	トン						%	
	合計				トン	トン						%
	木材			トン	トン							%
	合計				トン	トン						%
その他の建設資材	アスファルト ・コンクリート			トン	トン						%	
	合計				トン	トン					%	
	土砂			締めm <sup>3</sup>	締めm <sup>3</sup>						%	
合計				締めm <sup>3</sup>	締めm <sup>3</sup>						%	
その他の建設資材	砕石			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>						%	
	合計				m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>					%	
	塩化ビニル管 ・継手			トン	トン						%	
	合計				トン	トン					%	
	石膏ボード			トン	トン						%	
	合計				トン	トン					%	
その他の建設資材			トン	トン							%	
合計				トン	トン						%	

- コード\*5  
コンクリートについて
- 1.生コン(バージン骨材)
  - 2.再生生コン(Co再生骨材H)
  - 3.再生生コン(Co再生骨材M)
  - 4.再生生コン(Co再生骨材L)
  - 5.再生生コン(その他再生骨材)
  - 6.無筋コンクリート二次製品(H-リユース骨材)
  - 7.無筋コンクリート二次製品(リユース品)
  - 8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
  - 9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
  - 10.その他
- コンクリート及び鉄骨から成る建設資材について
- 1.有筋コンクリート二次製品(H-リユース骨材)
  - 2.有筋コンクリート二次製品(リユース品)
  - 3.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
  - 4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
  - 5.その他
- 木材について
- 1.木材(ボード類を除く)
  - 2.木質ボード
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.粗粒度アスコン
  - 2.密粒度アスコン
  - 3.細粒度アスコン
  - 4.開粒度アスコン
  - 5.改質アスコン
  - 6.アスファルトモルタル
  - 7.加熱アスファルト安定処理路盤材
  - 8.その他
- 土砂について
- 1.第一種建設発生土
  - 2.第二種建設発生土
  - 3.第三種建設発生土
  - 4.第四種建設発生土
  - 5.浚渫土以外の泥土
  - 6.浚渫土
  - 7.土質改良土
  - 8.建設汚泥処理土
  - 9.再生コンクリート砂
  - 10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)
- 砕石について
- 1.クラッシャーラン
  - 2.粒度調整砕石
  - 3.鉱さい
  - 4.単粒度砕石
  - 5.ぐり石、割ぐり石、自然石
  - 6.その他
- 塩化ビニル管・継手について
- 1.硬質塩化ビニル管
  - 2.その他
- 石膏ボードについて
- 1.石膏ボード
  - 2.シーリング石膏ボード
  - 3.強化石膏ボード
  - 4.化粧石膏ボード
  - 5.石膏ラスボード
  - 6.その他
- その他の建設資材について  
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

- コード\*6  
アスファルト・コンクリートについて
- 1.表層
  - 2.基層
  - 3.上層路盤
  - 4.歩道
  - 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
- 土砂について
- 1.道路路床
  - 2.路床
  - 3.河川築堤
  - 4.構造物等の裏込材、埋戻し用
  - 5.宅地造成用
  - 6.水理立用
  - 7.ほ場整備(農地整備)
  - 8.その他
- 砕石について
- 1.舗装の下層路盤材
  - 2.舗装の上層路盤材
  - 3.構造物の裏込材、基礎材
  - 4.その他
- 塩化ビニル管・継手について
- 1.水道(配水)用
  - 2.下水道用
  - 3.ケブル用
  - 4.農業用
  - 5.設備用
  - 6.その他
- 石膏ボードについて
- 1.壁
  - 2.天井
  - 3.その他
- その他の建設資材について  
(利用用途を具体的に記入して下さい)

- コード\*7  
再生資材について
- 1.再生生コン(Co再生骨材H)
  - 2.再生生コン(Co再生骨材M)
  - 3.再生生コン(Co再生骨材L)
  - 4.再生生コン(その他再生骨材)
  - 5.無筋コンクリート二次製品(リユース品)
  - 6.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
  - 7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
  - 8.その他
- コンクリート及び鉄骨から成る建設資材について
- 1.有筋コンクリート二次製品(リユース品)
  - 2.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
  - 3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生骨材)
  - 4.その他
- 木材について
- 1.再生木材(ボード類を除く)
  - 2.再生木質ボード
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.再生粗粒度アスコン
  - 2.再生密粒度アスコン
  - 3.再生細粒度アスコン
  - 4.再生開粒度アスコン
  - 5.再生改質アスコン
  - 6.再生アスファルトモルタル
  - 7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材
  - 8.その他
- 土砂について
- 1.第一種建設発生土
  - 2.第二種建設発生土
  - 3.第三種建設発生土
  - 4.第四種建設発生土
  - 5.浚渫土以外の泥土
  - 6.浚渫土
  - 7.土質改良土
  - 8.建設汚泥処理土
  - 9.再生コンクリート砂
- 砕石について
- 1.再生クラッシャーラン
  - 2.再生粒度調整砕石
  - 3.鉱さい
  - 4.その他
- 塩化ビニル管・継手について
- 1.再生硬質塩化ビニル管
  - 2.その他
- その他の建設資材について  
(利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

- コード\*8  
再生資材の供給元について
- 1.現場内利用
  - 2.他の工事現場(内陸)
  - 3.他の工事現場(海面)
  - 4.再資源化施設
  - 5.土砂ストックヤード
  - 6.その他

- コード\*9  
施工条件について
- 1.再生材の利用の指示あり
  - 2.再生材の利用の指示なし

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ① (%)		
		用途コード *10	②利用量 小数点第三位まで	③減量化 減量化コード*11 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。		搬出先場所住所		住所コード *4		運搬距離 *13		④現場外搬出量 小数点第三位まで			⑤再生資源利用促進量 うち現場内改良分 小数点第三位まで	
特定廃棄物 建設副産物	コンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km		トン	トン	トン	%	
	建設発生木材A (柱、梁などの製材材が専ら用いたもの)	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%	
	アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km		トン	トン	トン	%	
	その他がれき類 (土木、修繕材などの廃棄物 としないもの)	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%	
建設廃棄物	建設汚泥	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間					km		トン	トン	トン	%	
	金属くず	トン			搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%	
	廃塩化ビニル管・継手	トン			搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%	
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン			搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%	
	廃石膏ボード	トン			搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%	
	紙くず	トン			搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%	
	フラスコ (飛散性)	トン			搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%	
	その他の分別された廃棄物	トン			搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン			搬出先1	公共 民間					km		トン		トン	%	
	建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
		第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
		第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
第四種建設発生土		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
産業土以外の泥土		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
炭素土 (建設汚泥を除く)		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間					km		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
合計		地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>									地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	

注記  
 ・ 一般廃棄物は記入しないで下さい。  
 ・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

コード\*10  
 1. 路盤材  
 2. 裏込材  
 3. 埋戻し材  
 4. その他

コード\*11  
 1. 焼却  
 2. 脱水  
 3. 天日乾燥  
 4. その他

コード\*12  
 施工条件について  
 1. A指定処分  
 (発注時に指定されたもの)  
 2. B指定処分  
 (発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)  
 3. 自由処分

コード\*13  
 【建設廃棄物の場合】  
 1. 売却  
 2. 他の工事現場  
 3. 広域認定制度による処理  
 4. 中間処理施設(アスファルト合材プラント)  
 5. 中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)  
 6. 中間処理施設(サマールリサイクル)  
 7. 中間処理施設(単純焼却)  
 8. 廃棄物最終処分場(海面処分場)  
 9. 廃棄物最終処分場(内陸処分場)

【建設発生土の場合】  
 1. 売却  
 2. 他の工事現場(内陸)  
 3. 他の工事現場(海面)  
 4. 土質改良プラント  
 5. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)  
 6. 工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がない場合)  
 7. 採石場・砂利採取跡地等復旧事業  
 8. 廃棄物最終処分場(覆土としての受入)  
 9. 廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)  
 10. 土捨て場・残土処分場

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

記入例

様式1-イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー

ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版ー

1. 工事概要

発注者の管轄と工事施工場所との整合

発注機関名: 東京都 都市整備局

発注機関コード: 1 3 0 0 9 3

発注担当者チェック欄

担当者: ○○○○

TEL: ○○-○○○-○○○○

法人番号

請負会社名: (株)○○建設

建設業許可番号: 東京都 一般 12345

会社所在地: 東京都港区○○町○○目○○番地○○号

TEL: ○○-○○○-○○○○

Email: XXXX@XXX.XX.JP

記入年月日: R.○○年 ○月 ○日

工事責任者: ○○○○

調査票記入者: ○○○○

表面

工事種別コードの確認

工事種別コード: B - 2

請負金額: 千百十 千百十 千百十 万円未満四捨五入 25000

工務種別コード: 千百十 千百十 千百十 万円未満四捨五入 10000

再資源化等が完了した年月日: 令和 2 年 5 月 1 日から 令和 2 年 11 月 18 日まで

計画書では記入不要

建築・解体工事のみ記入

建築面積: 延床面積: 階数: 地上 階 地下 階

構造: 1.鉄骨鉄筋コンクリート造 2.鉄筋コンクリート造 3.鉄骨造 4.コンクリートブロック造 5.木造 6.その他

用途: 1.居住専用 2.居住産業併用 3.事務所 4.店舗 5.工場・作業所 6.倉庫 7.学校 8.病院診療所 9.その他

工事概要等: 舗装工事600M, 延長200M

施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等): 舗装工事は, 再生密粒度アスコンを使用すること

2. 建設資材利用計画

分類	建設資材 (新材を含む全体の利用状況) (単位に注意)				左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)					再生資源利用率 B/A×100 %	
	小分類コード*5	規格	主な利用用途コード*6	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称コード*7	再生資材の名称	再生資材の供給元種類コード*8	施工条件内容コード*9	再生資材の供給元場所住所		住所コード*4
特定建設資材	コンクリート			15 トン	4 トン	○○施設(株)	6	1	東京都豊田区○○町○○目○○番地	1131107	100 %
	コンクリート及び数から成る建設資材			68 トン	68 トン	△△(株)	4	2	東京都千代田区○○町○○目○○番地	1131101	81.9 %
	合計			83 トン	0 トン						0 %
	合計			1 トン	0 トン						0 %
その他の建設資材	木材			トン	トン						%
	アスファルト			30 トン	15 トン	○○リサイクルセンター(株)	3	2	東京都江東区○○町○○目○○番地	1131121	50 %
	コンクリート			20 トン	10 トン	現場内利用	1	1	東京都港区○○町○○目○○番地	1131103	50 %
	合計			50 トン	25 トン						50 %
その他の建設資材	土砂			45 総m <sup>3</sup>	2 総m <sup>3</sup>	現場内利用	1	1	東京都港区○○町○○目○○番地	1131103	100 %
	砕石			10 総m <sup>3</sup>	10 総m <sup>3</sup>	現場内利用	1	1	東京都港区○○町○○目○○番地	1131103	100 %
	合計			55 総m <sup>3</sup>	55 総m <sup>3</sup>						100 %
	その他の建設資材			トン	トン	(有)○○産業廃棄物処理センター	4	2	東京都江東区○○町○○目○○番地	1131108	100 %
合計			トン	5 トン						100 %	

- コード\*5
- コンクリートについて
- 1.生コン(ハゼン骨材)
  - 2.再生生コン(Co再生骨材H)
  - 3.再生生コン(Co再生骨材M)
  - 4.再生生コン(Co再生骨材L)
  - 5.再生生コン(その他再生材)
  - 6.無筋コンクリート二次製品(リユース品)
  - 7.無筋コンクリート二次製品(ハゼン骨材)
  - 8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
  - 9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)
- コンクリート及び数から成る建設資材について
- 1.無筋コンクリート二次製品(リユース品)
  - 2.有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
  - 3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)
  - 4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)
  - 5.その他
- 木材について
- 1.木材(ボード類を除く)
  - 2.木質ボード
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.粗粒度アスコン
  - 2.密粒度アスコン
  - 3.細粒度アスコン
  - 4.開粒度アスコン
  - 5.改良アスコン
  - 6.アスファルトモルタル
  - 7.加熱アスファルト安定処理路盤材
  - 8.その他
- 土砂について
- 1.第一種建設発土
  - 2.第二種建設発土
  - 3.第三種建設発土
  - 4.第四種建設発土
  - 5.浚渫土以外の泥土
  - 6.浚渫土
  - 7.土質改良土
  - 8.建設汚泥処理土
  - 9.再生コンクリート砂
  - 10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)
- 砕石について
- 1.クラッシュラン
  - 2.粒度調整砕石
  - 3.鉱さい
  - 4.単粒度砕石
  - 5.りく石、割り石、自然石
  - 6.その他
- 塩化ビニル管・継手について
- 1.硬質塩化ビニル管
  - 2.その他
- 石膏ボードについて
- 1.石膏ボード
  - 2.シーリング石膏ボード
  - 3.強化石膏ボード
  - 4.化粧石膏ボード
  - 5.石膏ラスボード
  - 6.その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

- コード\*7
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.表層
  - 2.基層
  - 3.上層路盤
  - 4.歩道
  - 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
- 土砂について
- 1.道路路床
  - 2.路床
  - 3.河川築堤
  - 4.構造物等の表込材、埋戻し
  - 5.宅地造成
  - 6.水面埋立
  - 7.保土整備(農地整備)
  - 8.その他
- 砕石について
- 1.舗装の下層路盤材
  - 2.舗装の上層路盤材
  - 3.構造物の裏込材、基礎材
  - 4.その他
- 塩化ビニル管・継手について
- 1.水道(配水)
  - 2.下水道用
  - 3.ケブル用
  - 4.農業用
  - 5.設備用
  - 6.その他
- 石膏ボードについて
- 1.壁
  - 2.天井
  - 3.その他
- その他の建設資材について (利用用途を具体的に記入して下さい)

- コード\*8
- コンクリートについて
- 1.再生生コン(Co再生骨材H)
  - 2.再生生コン(Co再生骨材M)
  - 3.再生生コン(Co再生骨材L)
  - 4.再生生コン(その他再生材)
  - 5.無筋コンクリート二次製品(リユース品)
  - 6.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
  - 7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)
  - 8.その他
- コンクリート及び数から成る建設資材について
- 1.有筋コンクリート二次製品(リユース品)
  - 2.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
  - 3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)
  - 4.その他
- 木材について
- 1.再生木材(ボード類を除く)
  - 2.再生木質ボード
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.再生粗粒度アスコン
  - 2.再生密粒度アスコン
  - 3.再生開粒度アスコン
  - 4.再生改良アスコン
  - 5.再生アスファルトモルタル
  - 6.その他
- 土砂について
- 1.第一種建設発土
  - 2.第二種建設発土
  - 3.第三種建設発土
  - 4.第四種建設発土
  - 5.浚渫土以外の泥土
  - 6.浚渫土
  - 7.土質改良土
  - 8.建設汚泥処理土
  - 9.再生コンクリート砂
- 砕石について
- 1.再生クラッシュラン
  - 2.再生粒度調整砕石
  - 3.鉱さい
  - 4.その他
- 塩化ビニル管・継手について
- 1.再生硬質塩化ビニル管
  - 2.その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

- コード\*9
- 再生資材の供給元について
- 1.現場内利用
  - 2.他の工事現場(内陸)
  - 3.他の工事現場(海面)
  - 4.再資源化施設
  - 5.土砂ストックヤード
  - 6.その他
- 施工条件について
- 1.再生材の利用の指示あり
  - 2.再生材の利用の指示なし

記入例

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画

単位に注意

整数あるいは小数点第三位まで入力

整数あるいは小数点第一位まで入力

建設副産物の種類	①発生量	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ① (96)	
		用途コード *10	②利用量	うち現場内改良分 *11	③減量化 *11	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい	施工条件 内容 コード*12	搬出先住所	住所コード *4	運搬距離 千 百 十 米	搬出先の種類 コード*13	④現場外搬出量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ①		
コンクリート塊	65 トン	1	20 トン	0 トン		搬出先1 (株)〇〇リサイクル	公共	民間	1	東京都江東区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	131018	8	5	45 トン	0 トン	45 トン	100 %
						搬出先2 公共	民間									0 トン	0 トン
建設発生木材A (柱、ボロなど木製部材が廃棄物とならないもの)	3.2 トン	0	0 トン	0 トン		搬出先1 △△(株) チップ化施設	公共	民間	1	東京都東村山市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	132113	3	5	3.2 トン		3.2 トン	100 %
						搬出先2 公共	民間										
アスファルト・コンクリート塊	300 トン	0	0 トン	0 トン		搬出先1 〇〇道路(株) 〇〇工場	公共	民間	1	東京都葛飾区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	131222	2	4	300 トン	0 トン	300 トン	100 %
						搬出先2 公共	民間										
その他がれき類	10 トン	0	0 トン	0 トン		搬出先1 〇〇(株) チップ化施設	公共	民間	1	東京都東村山市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	132113	3	5	10 トン		10 トン	100 %
						搬出先2 公共	民間										
建設発生木材B (木、鉄線材などが廃棄物となったもの)	10 トン	0	0 トン	0 トン		搬出先1 〇〇(株) チップ化施設	公共	民間	1	東京都東村山市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	132113	3	5	10 トン		10 トン	100 %
						搬出先2 公共	民間										
建設汚泥	200 トン	2	10 トン	10 トン	3	搬出先1 足立区〇〇工事	公共	民間	1	東京都足立区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	131221	3	2	150 トン	0 トン	175 トン	100 %
						搬出先2 △△(株) △△処分場	公共	民間	1	東京都小金井市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	132110	3	5	25 トン	0 トン	25 トン	0 トン
金属くず	トン					搬出先1	公共	民間						トン		トン	%
						搬出先2	公共	民間									
廃塩化ビニル管・継手	トン					搬出先1 ← 搬出先が2箇所ある場合、搬出先2にも記入する	公共	民間						トン		トン	%
						搬出先2	公共	民間									
廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン					搬出先1 3箇所以上にわたる場合は新しい用紙に記入	公共	民間						トン		トン	%
						搬出先2	公共	民間									
廃石膏ボード	トン					搬出先1	公共	民間						トン		トン	%
						搬出先2	公共	民間									
紙くず	トン					搬出先1	公共	民間						トン		トン	%
						搬出先2	公共	民間									
75ヘルシ (無散性)	トン					搬出先1	公共	民間						トン		トン	%
						搬出先2	公共	民間									
その他の分別された廃棄物	トン					搬出先1	公共	民間						トン		トン	%
						搬出先2	公共	民間									
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン					搬出先1	公共	民間						トン		トン	%
						搬出先2	公共	民間									
第一種建設発生土	300 地山m <sup>3</sup>	0	0 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>		搬出先1 江戸川区△△工事	公共	民間	1	東京都江戸川区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	131233	2	2	170 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	300 地山m <sup>3</sup>	100 %
						搬出先2 〇〇(株) 〇〇ストックヤード	公共	民間	1	東京都大田区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	131111	1	4	130 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	130 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>
第二種建設発生土	345 地山m <sup>3</sup>	2	45 地山m <sup>3</sup>	30 地山m <sup>3</sup>		搬出先1 江戸川区△△工事	公共	民間	1	東京都江戸川区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	131233	2	2	100 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	100 地山m <sup>3</sup>	42 %
						搬出先2 〇〇(株) 〇〇処分場	公共	民間	2	東京都八王子市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	132011	4	9	200 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	200 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>
第三種建設発生土	50 地山m <sup>3</sup>	0	0 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>		搬出先1 江戸川区△△工事	公共	民間	1	東京都江戸川区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	131233	2	2	20 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	20 地山m <sup>3</sup>	40 %
						搬出先2 〇〇(株) 〇〇処分場	公共	民間	2	東京都八王子市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	132011	4	9	30 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	30 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>
第四種建設発生土	地山m <sup>3</sup>					搬出先1	公共	民間						地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
						搬出先2	公共	民間									
資源土以外の泥土	地山m <sup>3</sup>					搬出先1	公共	民間						地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	建設発生土のみ合計記入	%
浚渫土 (建設汚泥を除く)	地山m <sup>3</sup>					搬出先1	公共	民間						地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
搬出先2	地山m <sup>3</sup>					搬出先2	公共	民間						地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
合計	695 地山m <sup>3</sup>		45 地山m <sup>3</sup>	30 地山m <sup>3</sup>										650 地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	420 地山m <sup>3</sup>	66.9 %

注記) 一般廃棄物は記入しないで下さい。  
・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

コード\*12  
施工条件について  
1.A指定処分  
(発注時に指定されたもの)  
2.B指定処分(もしくは準指定処分)  
(発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)  
3.自由処分

コード\*13  
(建設廃棄物の場合)  
1.売却  
2.他の工事現場  
3.広域認定制度による処理  
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)  
5.中間処理施設(合材プラント以外の再生資源化施設)  
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)  
7.中間処理施設(単純焼却)  
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)  
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

(建設発生土の場合)  
1.売却  
2.他の工事現場(内陸)  
3.他の工事現場(海面)  
ただし、廃棄物最終処分場を除く  
4.土質改良プラント  
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合)  
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がない場合)  
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業  
8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)  
9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)  
10.土捨て・残土処分場

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

記入例

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」対応版ー

1. 工事概要

発注機関名 東京都 都市整備局

発注者の管轄と工事施工場所との整合

発注機関コード\*1 1 3 0 0 9 3

発注担当者チェック欄

担当者 ○○○○

TEL ○○-○○○○-○○○○

工事種別コードの確認

法人番号

請負会社名 (株)○○建設

建設業許可番号は 東京都 一般 12345 号

建設業種別コード\*2 8 1 1 0 0 0

記入年月日 R.○○年 ○月 ○日

会社所在地 東京都港区○○町○○丁目○○番地○○号

TEL ○○-○○○○-○○○○

工事責任者 ○○○○

調査票記入者 ○○○○

個人の場合は入力不要

表面

工事名 第○○号○○丁目道路工事

工事施工場所 東京 都 道 港 市 区 ○○町○○丁目○○番地

工事概要等 舗装工事600M、延長200M

請負金額 1万円未満四捨五入 1万円未満四捨五入 1万円未満四捨五入

工期 令和2年5月1日から 令和2年11月18日まで

再資源化等が完了した年月日 令和2年11月17日

建築・解体工事のみ記入

建築面積 延床面積

階数 地上 階 地下 階

構造 (数字に○をつける) 1鉄骨鉄筋コンクリート造 2鉄筋コンクリート造 3鉄骨造

用途 (数字に○をつける) 1居住専用 2居住産業併用 3事務所

4店舗 5工場、作業所 6倉庫

7学校 8病院診療所 9その他

実施書では入力必要

建築・解体工事のみ右欄に記入して下さい

※解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

2. 建設資材利用実施

建設資材 (新材を含む全体の利用状況) 単位に注意

左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)

分類	小分類 コード*6	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A) 小点数第三位まで		再生資材の名称 コード*7		再生資材の供給元施設、工事等の名称		再生資材の供給元場所住所	再生資源 利用率 B/A×100		
				トン	トン	再生資材の名称 コード*7	再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所					
特定建設資材	コンクリート			15	トン						%		
				68	トン	4	トン	○○施設(株)	6	1	東京都墨田区○○町○○丁目○○番地	100	
	合計	83	トン		68	トン				81.9			
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	1	トン	1	トン	0	トン	△△(株)	4	2	東京都千代田区○○町○○丁目○○番地	0	
合計	1	トン		0	トン					0			
木材				トン	トン						%		
				トン	トン						%		
	合計			トン	トン						%		
アスファルト・コンクリート	3		1	30	トン	3	15	トン	○○リサイクルセンター(株)	3	2	東京都足立区○○町○○丁目○○番地	50
	2		3	20	トン	2	10	トン	現場内利用	1	1	東京都港区○○町○○丁目○○番地	50
	合計			50	トン		25	トン				50	
土砂	2		2	45	締めm <sup>3</sup>	2	45	締めm <sup>3</sup>	現場内利用	1	1	東京都港区○○町○○丁目○○番地	100
	8		4	10	締めm <sup>3</sup>	8	10	締めm <sup>3</sup>	現場内利用	1	1	東京都港区○○町○○丁目○○番地	100
	合計			55	締めm <sup>3</sup>		55	締めm <sup>3</sup>				100	
	砕石			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>							%	
その他の建設資材	塩化ビニル管			トン	トン						%		
	緩手			トン	トン						%		
	合計			トン	トン						%		
石膏ボード				トン	トン						%		
その他の建設資材	ガラスくず			5	トン	5	トン	(有)○○産業廃棄物処理センター	4	2	東京都江東区○○町○○丁目○○番地	100	
	合計			5	トン	5	トン				100		

- コード\*5
- コンクリートについて
- 1.生コン(パージン骨材)
  - 2.再生生コン(Co再生骨材H)
  - 3.再生生コン(Co再生骨材M)
  - 4.再生生コン(Co再生骨材L)
  - 5.再生生コン(その他再生材)
  - 6.無筋コンクリート二次製品(パージン骨材)
  - 7.無筋コンクリート二次製品(リユース品)
  - 8.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)
  - 9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)
  - 10.その他
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
- 1.有筋コンクリート二次製品(パージン骨材)
  - 2.有筋コンクリート二次製品(リユース品)
  - 3.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
  - 4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)
  - 5.その他
- 木材について
- 1.木材(ボード類を除く)
  - 2.木質ボード
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.粗粒度アスコン
  - 2.密粒度アスコン
  - 3.細粒度アスコン
  - 4.開粒度アスコン
  - 5.改質アスコン
  - 6.アスファルトモルタル
  - 7.加熱アスファルト安定処理路盤材
  - 8.その他
- 土砂について
- 1.第一種建設発生土
  - 2.第二種建設発生土
  - 3.第三種建設発生土
  - 4.第四種建設発生土
  - 5.浚渫土以外の泥土
  - 6.浚渫土
  - 7.土質改良土
  - 8.建設汚泥処理土
  - 9.再生コンクリート砂
  - 10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)
- 砕石について
- 1.クラッシャーラン
  - 2.粒度調整砕石
  - 3.篩さい
  - 4.単粒度砕石
  - 5.ぐり石、割ぐり石、自然石
  - 6.その他
- 塩化ビニル管・緩手について
- 1.硬質塩化ビニル管
  - 2.その他
- 石膏ボードについて
- 1.石膏ボード
  - 2.シーリング石膏ボード
  - 3.強化石膏ボード
  - 4.化粧石膏ボード
  - 5.石膏ラスボード
  - 6.その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)
- コード\*6
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.舗装の下層路盤材
  - 2.舗装の上層路盤材
  - 3.構造物の裏込材、基礎材
  - 4.その他
- 土砂について
- 1.水遣(配水)用
  - 2.下水道用
  - 3.ケープル用
  - 4.農業用
  - 5.設備用
  - 6.その他
- 砕石について
- 1.壁
  - 2.天井
  - 3.その他
- その他の建設資材について (利用用途を具体的に記入して下さい)
- コード\*7
- コンクリートについて
- 1.再生生コン(Co再生骨材H)
  - 2.再生生コン(Co再生骨材M)
  - 3.再生生コン(Co再生骨材L)
  - 4.再生生コン(その他再生材)
  - 5.無筋コンクリート二次製品(リユース品)
  - 6.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
  - 7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)
  - 8.その他
- コンクリート及び鉄から成る建設資材について
- 1.有筋コンクリート二次製品(リユース品)
  - 2.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
  - 3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)
  - 4.その他
- 木材について
- 1.再生木材(ボード類を除く)
  - 2.再生木質ボード
- アスファルト・コンクリートについて
- 1.再生粗粒度アスコン
  - 2.再生密粒度アスコン
  - 3.再生細粒度アスコン
  - 4.再生開粒度アスコン
  - 5.再生改質アスコン
  - 6.再生アスファルトモルタル
  - 7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材
  - 8.その他
- 土砂について
- 1.第一種建設発生土
  - 2.第二種建設発生土
  - 3.第三種建設発生土
  - 4.第四種建設発生土
  - 5.浚渫土以外の泥土
  - 6.浚渫土
  - 7.土質改良土
  - 8.建設汚泥処理土
  - 9.再生コンクリート砂
- 砕石について
- 1.再生クラッシャーラン
  - 2.再生粒度調整砕石
  - 3.篩さい
  - 4.その他
- 塩化ビニル管・緩手について
- 1.再生硬質塩化ビニル管
  - 2.その他
- その他の建設資材について (利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)
- コード\*8
- 再生資材の供給元について
- 1.現場内利用
  - 2.他の工事現場(内陸)
  - 3.他の工事現場(海面)
  - 4.再資源化施設
  - 5.土砂ストックヤード
  - 6.その他
- コード\*9
- 施工条件について
- 1.再生材の利用の指示あり
  - 2.再生材の利用の指示なし



記入例

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+⑤ (%)
		現場内利用		減量化		搬出先名称		施工案件の内容 コード*12	搬出先住所		④現場外搬出量		⑤再生資源利用促進量 小数点第三位まで			
		用途コード*10	②利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	③減量化量 コード*11 小数点第三位まで	2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい。		住所コード*4	運搬距離 千メートル	搬出先の種類 *13 小数点第三位まで	④現場外搬出量 うち現場内改良分 小数点第三位まで				
コンクリート塊	65 トン	1	20 トン	0 トン		搬出先1 (株)〇〇リサイクル	公共 民間	1	東京都江東区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 1 0 9	0 km	5	45 トン	0 トン	45 トン	100 %
建設発生木材A (柱、梁など取付材が 廃棄物とならないもの)	3.2 トン	0	0 トン	0 トン		搬出先1 △△(株) チップ化施設	公共 民間	1	東京都東村山市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 2 1 1 3	3 0 km	5	3.2 トン		3.2 トン	100 %
アスファルト・ コンクリート塊	300 トン	0	0 トン	0 トン		搬出先1 〇〇道路(株) 〇〇工場	公共 民間	1	東京都葛飾区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 2 2	2 0 km	4	300 トン	0 トン	300 トン	100 %
建設発生木材B (柱、梁等材以外の廃棄物 を含むもの)	10 トン	0	0 トン	0 トン		搬出先1 〇〇(株) チップ化施設	公共 民間	1	東京都東村山市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 2 1 1 3	3 0 km	5	10 トン		10 トン	100 %
建設汚泥	200 トン	2	10 トン	10 トン	3 15	搬出先1 足立区〇〇工事	公共 民間	1	東京都足立区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 2 1	3 0 km	2	150 トン	0 トン	175 トン	100 %
金属くず	トン					搬出先1 △△(株) △△処分場	公共 民間	1	東京都小金井市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 2 1 1 0	3 0 km	5	25 トン	0 トン	25 トン	%
廃塩化ビニル管・継手	トン					搬出先1 搬出先が2箇所ある場合、 搬出先2にも記入する	公共 民間						トン		トン	%
廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	トン					搬出先1 3箇所以上にわたる場合は 新しい用紙に記入	公共 民間						トン		トン	%
廃石膏ボード	トン					搬出先1 市町村名と住所コードの一致 ※別紙コード表参照	公共 民間						トン		トン	%
紙くず	トン					搬出先1 整数で記入	公共 民間						トン		トン	%
7ハスト (飛散性)	トン					搬出先1	公共 民間						トン		トン	%
その他の分別 された廃棄物	トン					搬出先1	公共 民間						トン		トン	%
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	トン					搬出先1	公共 民間						トン		トン	%
第一種 建設発生土	300 地山m <sup>3</sup>	0	0 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>		搬出先1 江戸川区△△工事	公共 民間	1	東京都江戸川区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 2 3	2 0 km	2	170 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	300 地山m <sup>3</sup>	100 %
第二種 建設発生土	345 地山m <sup>3</sup>	2	45 地山m <sup>3</sup>	30 地山m <sup>3</sup>		搬出先2 〇〇(株) 〇〇ストックヤード	公共 民間	1	東京都大田区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 1 1	1 0 km	5	130 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	100 地山m <sup>3</sup>	42 %
第三種 建設発生土	50 地山m <sup>3</sup>	0	0 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>		搬出先1 江戸川区△△工事	公共 民間	1	東京都江戸川区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 2 3	2 0 km	2	100 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	100 地山m <sup>3</sup>	40 %
第四種 建設発生土	地山m <sup>3</sup>					搬出先2 〇〇(株) 〇〇処分場	公共 民間	2	東京都八王子市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 2 0 1	4 0 km	10	200 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	20 地山m <sup>3</sup>	%
建設発生土	地山m <sup>3</sup>					搬出先1 江戸川区△△工事	公共 民間	1	東京都江戸川区〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 1 2 3	2 0 km	2	20 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	20 地山m <sup>3</sup>	%
建設発生土	地山m <sup>3</sup>					搬出先2 〇〇(株) 〇〇処分場	公共 民間	2	東京都八王子市〇〇町〇〇丁目〇〇番地	1 3 2 0 1	4 0 km	10	30 地山m <sup>3</sup>	0 地山m <sup>3</sup>	30 地山m <sup>3</sup>	%
建設発生土以外の泥土	地山m <sup>3</sup>					搬出先1 建設発生土のみ合計記入	公共 民間						地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	建設発生土のみ合計記入	%
浚渫土 (建設汚泥を除く)	地山m <sup>3</sup>					搬出先1	公共 民間						地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%
合計	695 地山m <sup>3</sup>		45 地山m <sup>3</sup>	30 地山m <sup>3</sup>		搬出先2	公共 民間						650 地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	420 地山m <sup>3</sup>	66.9 %

注記

①一般廃棄物は記入しないで下さい。  
②土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

コード\*10  
1.路盤材 2.裏込材  
3.埋戻し材 4.その他

コード\*11  
1.焼却 2.脱水  
3.天日乾燥 4.その他

コード\*12  
施工案件について  
1.A指定処分  
(発注時に指定されたもの)  
2.B指定処分(もしくは準指定処分)  
(発注時には指定されていないが、  
発注後に設計変更し指定処分とされたもの)  
3.自由処分

コード\*13  
(建設廃棄物の場合)  
1.売却  
2.他の工事現場  
3.広域認定制度による処理  
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)  
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)  
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)  
7.中間処理施設(単純焼却)

(建設発生土の場合)  
1.売却  
2.他の工事現場(内陸)  
3.他の工事現場(海面)  
4.土質改良プラント  
5.工事予定地・仮置場・ストックヤード  
(再利用の目的がある場合)  
6.工事予定地・仮置場・ストックヤード  
(再利用の目的がない場合)  
7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業  
8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)  
9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)  
10.土捨て場・残土処分場

※ 6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

# 参 考 资 料

## 問合せ先一覧

<p>①法全般に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都都市整備局都市づくり政策部広域調整課建設副産物担当 (都庁第二本庁舎12階) 電話 03-5321-1111 内線 30-235 直通 03-5388-3231 F A X 03-5388-1351</li> </ul>
<p>②解体工事業者登録(建設業許可)に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査担当(都庁第二本庁舎3階) 電話 03-5321-1111 内線 30-661 直通 03-5388-3353 F A X 03-5388-1356</li> </ul>
<p>③届出(通知)・分別解体等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都都市整備局市街地建築部建築指導課指導担当(都庁第二本庁舎3階) 電話 03-5321-1111 内線 30-748 直通 03-5388-3373 F A X 03-5388-1356</li> </ul> <p>※具体的な届出(通知)等に関することは、各地域における所管の特定行政庁にお問い合わせください。所管行政庁は「建設リサイクル法に関する届出(通知)受理窓口一覧表」(9～11ページ)でご確認ください。</p>
<p>④申告・再資源化等に関すること</p> <p>(特別区の地域・島しょ地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課規制監視担当 (都庁第二本庁舎19階) 電話 03-5321-1111 内線 42-871～42-873 直通 03-5388-3589 F A X 03-5388-1381</li> </ul> <p>(多摩地域)(八王子市以外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都多摩環境事務所廃棄物対策課規制指導担当(立川合同庁舎内) 直通 042-528-2694 F A X 042-522-9511</li> </ul> <p>(八王子市)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・八王子市資源循環部廃棄物対策課 直通 042-620-7458</li> </ul>

都庁住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

### (建設リサイクル法関係機関ホームページアドレス)

<p>①東京都都市整備局建設リサイクルホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都建設リサイクル指針、法の解説、Q &amp; A、各種様式等を掲載 U R L : <a href="https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html">https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/recy/index.html</a></li> </ul>
<p>②東京都環境局建設リサイクル法ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告先、建設発生木材の再資源化施設リスト等を掲載 U R L : <a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/construction_waste/recycle_facility.html">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/construction_waste/recycle_facility.html</a></li> </ul>
<p>③国土交通省建設リサイクルホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律、Q &amp; A、都道府県の実施指針や問合せ窓口一覧等を掲載 U R L : <a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html</a></li> </ul>

建設業者、解体工事業者が請け負うことのできる解体工事

<凡例>○：請け負うことができる  
×：請け負うことができない

既取得許可区分			解体工事業	土木工事業	建築工事業	その他の 専門工事業	解体工事業 登録
①工作物の解体等を行う工事（②～⑥を除く）	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	×	○
		500万円以上	○	×	×	×	×
②総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事※1）※5）	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	×	○
		500万円以上	×	○※7）	×	×	×
③総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事 ※2）	請負代金の額	500万円未満※5）	○	○	○	×	○
		500万円以上	×	○※7）	×	×	×
④総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事の中に解体工事が含まれる工事※1）※5）	請負代金の額	1500万円未満又は150㎡未満の木造	○	○	○	×	○
		1500万円以上又は150㎡未満の木造以外	×	×	○※7）	×	×
⑤総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事※3）	請負代金の額又は延面積	1500万円未満又は150㎡未満の木造※6）	○	○	○	×	○
		1500万円以上又は150㎡未満の木造以外	×	×	○※7）	×	×
⑥主たる専門工事により生じる附帯的な解体工事を含む工事（①～⑤を除く）※4）	請負代金の額	500万円未満	○	○	○	○	○
		500万円以上	×	×	×	○※7）	×

- ※1）例えば、複数の種類の専門工事で構成されている建設工事に解体工事がある場合
- ※2）例えば、幹線道路上の立体交差の解体など、総合調整が必要な解体工事
- ※3）例えば、高層ビルの解体など、総合調整が必要な解体工事
- ※4）請け負った建設工事（主たる専門工事+附帯的な解体工事）は、「建築物等を除却するための解体工事」に該当しないため、業登録は不要。なお、下請施工させる場合、下請負人が行う解体工事の種類は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。
- ※5）この工事中の解体工事を下請施工させる場合、下請負人が行う解体工事の種類は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。
- ※6）現状としてこれに該当する工事はほとんどないと考えられる。
- ※7）解体工事（②④⑥の工事の場合はこれに含まれる解体工事）を自ら施工する場合は、500万円以上のときは建設業法第26条の2に規定する技術者を置くことが必要。また、下請施工させる場合は、下請負人が行う解体工事の種類は①となる。このため、下請金額に応じて、請け負うことができる業者は異なる。

④に該当する建設工事についての留意事項  
 ・500万円未満の解体工事①を下請させる場合、当該下請工事の受注者は、登録免除許可業者又は登録業者であることが必要となる。  
 ・500万円以上の解体工事①を下請させる場合、当該下請工事の受注者は解体工事業であることが必要となる。

<具体例>

工事の種類	請負代金の額	元請業者	専門工事	施工金額	下請させる場合の業者
倉庫の建築一式工事（解体工事あり）	1300万円	登録免除許可業者	解体	600万円	許可業者
倉庫の建築一式工事（解体工事あり）	1300万円	登録免除許可業者	解体	300万円	許可業者・登録業者
（参考例） 倉庫の建築一式工事（解体工事なし）	1300万円	誰でも可	空調設備設置	600万円	許可業者

登録業者は、代金500万円未満の場合のみ請負可能

## 重量換算係数表

単位：トン／m<sup>3</sup>

		荷積み状態での換算値		実体積による換算値
		建設廃棄物処理ガイドライン値注1)	参考値	参考値
建設 泥 土		1.2~1.6	1.4	1.4
コンクリート塊		(建設廃材) 1.6~1.8	1.8 注2)	2.35 (無筋)
アスファルト・コンクリート塊			1.8 注2)	2.35
建設発生木材		0.4~0.7	0.5	—————
建設混合 廃棄物	新 築	—————	0.31 注3)	—————
	木造解体	—————	0.816	—————
		—————	—————	0.24~0.30
砕 石		—————	—————	2.0 注5)
廃プラスチック				1.1
廃塩化ビニル管・継手		—————	200(kg/m <sup>3</sup> ) 注6) (管・パイプ状態)	—————
廃石膏ボード		—————	0.65~0.80 注7)	—————
紙 く ず		—————	—————	0.5
ア ス ベ ス ト		—————	—————	0.9
金 属 く ず		—————	1.13 注8)	—————

注1) 「建設廃棄物処理ガイドライン」(厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修)による値。

注2) これは運搬時における空隙を多く含む状態での標準的な換算値である。

注3) 建設混合廃棄物の新築は(社)建築業協会の調査結果(H2.9.30)、木造解体は「関東木造建設解体業連絡協会」の調査結果(H3.3.4)による。

注4) 建設混合廃棄物は(社)建設業協会及び(社)全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注5) 盛土状態での換算値。「道路橋示方書・同解説」((公社)日本道路協会)等による値。

注6) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注7) (一社)石膏ボード工業会「石膏ボードハンドブック」による値。

注8) 平成18年12月27日付環産発第061227006号

産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について(通知)別添2より

## 建設リサイクル法と石綿の関係Q & A

### ①石綿等の有害物質は事前調査の対象となるか？

施行規則第2条第1項第1号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前調査に関し、「吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下「付着物」という。）の有無の調査その他対象建築物等に関する調査を行うこと。」と規定されている。

また、「改定版建設リサイクル法に関する工事届出等の手引(案)」（平成15年3月 建設リサイクル法実務手続研究会編著。以下「工事届出等の手引」という。）44頁では、届出書の別表中の付着物の欄に吹付け石綿等の付着物の有無を記入し、その他の欄に、建築物解体時に有害物質の発生がある場合には、種類、発生箇所等を記入することとしている。

有害物質の例としては、工事届出等の手引に記載している変電施設、PCB使用トランスの他に、PCB含有シーリング材、CCA等の防腐・防蟻材、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿、特定建設資材に付着していない石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材であるが適切な作業基準による措置を講じないと解体により飛散することが見込まれる石綿等が考えられる。

以上を踏まえ、石綿等の有害物質は事前調査の対象となる。

なお、石綿障害予防規則では、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、当該調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは分析調査をしなければならないこと（ただし、石綿等が使用されているものとみなして必要な措置を講ずるときはこの限りでない。）が規定されており、石綿等の使用の有無を確実に調査することが求められている。

石綿障害予防規則に係る事前調査を行う場合には、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)厚生労働省・環境省」、(社)日本石綿協会の「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」（平成17年4月）を参照する。

### ②付着物とは？

「付着物」とは、吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール、ビニール床タイル等の特定建設資材に付着したものをいい、鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹き付けられた石綿は含まない。

### ③石綿等の有害物質は事前措置の対象となるか？

施行規則第2条第1項第3号では、分別解体等に係る施工方法に関する基準として、事前措置に関し、「付着物の除去その他の工事着手前における特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずること。」と規定されている。

また、工事届出等の手引では、届出書の別表中のその他の欄に、付着物や有害物質が存在する場合の対処方法等を記入することとしている。事前措置としては付着物の除去、特

定建設資材に付着していない石綿含有吹付け材等の除去、PCB使用機器の適正処理等に限られるものとして取扱い、工事着手前に除去する必要のない石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材などの有害物質の除去等は含まない。

④石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去や取り外し等に係る法律は？

石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去や取り外し等の際の飛散防止やばく露防止その他必要な措置を規定する法律としては、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び都道府県の条例等（以下「石綿関係法令」という。）があり、石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去や取り外し等並びに収集・運搬及び処理に当たっては、これらの関係法令を遵守して行う必要がある。

なお、石綿関係法令の具体的規制内容については、別紙「石綿飛散及びばく露防止対策の概要」を参照。

⑤石綿含有吹付け材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材の除去や取り外し等に当たっては、石綿関係法令を遵守して行わなければならないが、その結果、建設リサイクル法の施行規則第2条第3項に規定する施工順序どおりに施工できない場合、同項のただし書き「ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りでない。」に該当するか？

該当する。

⑥建築物の解体工事等に係る石綿の取扱いについては、建設業労働災害防止協会や都道府県等が定める各種のマニュアル等において、石綿含有成形板等は湿潤化した上で、手作業で取り外し等を行うよう示されており、作業に当たっては、足場、養生、親綱及び命綱設置等の措置をしなければならないが、この仮設設置及び安全管理に関する根拠法令は？

労働安全衛生法及び同法に係る諸規則に基づき、適正に、足場の設置等の墜落防止措置を講ずる必要がある。

⑦解体工事により発生した石綿含有成形板等の廃棄物は、どのような法令、基準に基づき処理したらよいか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法に係る環境省通知や基準、都道府県及び指定都市等の条例並びに指針類などの規定による。

また、石綿含有成形板等を受け入れる最終処分場等では受入基準等を定めている場合があるので、その場合には当該受入基準等に従う必要がある。

（出典：株式会社大成出版社：建設リサイクル法と石綿の関係Q&Aに一部加筆等）

# 建築物等の解体・リフォーム時には アスベスト含有建材の**事前調査** 及び**調査結果の報告**が必要です！

## 事前調査の対象

- 建築時期・規模・用途を問わず、全ての建築物・工作物の解体・リフォーム（改造・補修）工事を行う際は、アスベスト含有建材の有無を調査（事前調査）する必要があります。  
※建築物等の解体等工事を業者等に依頼しないで、自ら施工する場合も含まれます。
- 事前調査では、アスベスト含有建材（特定建築材料）の吹付け石綿（レベル1）、断熱材等（レベル2）、成形板等（レベル3）の有無を確認します。



## 事前調査の方法

### 事前調査の流れ

#### 設計図書等による書面調査

- 使用されている建材の種類や製造年等を確認

アスベスト含有建材データベース  
<https://www.asbestos-database.jp/>

#### 現地における目視調査

- 必ず現地で設計図書等と異なる点や他に疑わしい建材がないかなどを確認



書面調査及び目視調査ではアスベストを含有していないと断定できない場合

※吹付けや断熱材等は目視でアスベスト含有の有無を判断できない。

#### 建材の分析による調査（分析調査）

- アスベスト含有の有無を判定する最も確実な方法  
※分析をせずに「アスベスト有」とみなして工事計画する方法もあります。



## 事前調査を行う者

事前調査は元請業者または自主施工者が行います。

**令和5年10月から以下に該当する者による事前調査が義務化されます！**

- ① 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者  
(一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部に限る。)
- ② 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者  
(令和5年9月までに登録された者)



## 事前調査の後は

アスベスト含有建材使用の有無にかかわらず、次の4点を行わなければなりません。

- ① 調査結果の発注者への説明（書面を交付）
- ② 調査記録の作成・保存（工事終了後3年間）
- ③ 調査結果の現場備え置き
- ④ 調査結果の現場掲示（公衆の見やすい場所に掲示すること。）



## 事前調査結果の行政への報告

令和4年4月から、次のいずれかに該当する場合は、**アスベスト含有建材の有無にかかわらず、事前調査結果の都道府県等への報告が必須です！**

- 建築物の解体……作業対象となる床面積の合計が80㎡以上
- 建築物のリフォーム……請負代金の合計が100万円以上
- 工作物の解体・リフォーム……請負代金の合計が100万円以上

## 報告方法と報告先（問合せ先）

事前調査結果の報告は原則として、**石綿事前調査結果報告システム**で行います。

<https://www.lshlwata-houkoku.mhlw.go.jp>

事前調査結果の報告先自治体は、作業を行う場所（工事現場）の住所によって異なりますので、システムで報告先を選択する際はご注意ください。



作業を行う場所（工事現場）	報告先自治体（問合せ先）
23区	各区役所
八王子市	八王子市環境部環境保全課 【延べ面積 2000㎡未満の建築物】各市役所
市（八王子市を除く。）	【延べ面積 2000㎡以上の建築物及び全ての工作物】 東京都多摩環境事務所環境改善課
多摩地域の町村	東京都多摩環境事務所環境改善課
島しょ地域の町村	東京都環境局環境改善部大気保全課

作業基準など、工事での規制の詳細は・・・

アスベスト情報サイトから  
動画をチェック!!

東京都 アスベスト



東京都アスベスト情報サイト [https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air\\_pollution/emission\\_control/asbestos/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/)

リーフレットの作成

東京都環境局環境改善部 大気保全課  
〒163-8001  
新宿区西新宿2-8-1  
都庁第二本庁舎 20階  
TEL 03-5388-3493(直通)

東京都多摩環境事務所 環境改善課  
〒190-0022  
立川市錦町4-6-3  
東京都立川合同庁舎3階  
TEL 042-523-0238(直通)

令和3年度  
登録番号第70号

 東京都環境局  
Bureau of Environment

石綿飛散及びばく露防止対策の概要（１）

石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去				切断によらない除去			封じ込め、囲い込み	
	石綿含有吹付け材		石綿含有保温材等		屋根用折板裏断熱材	石綿含有保温材等		切断等を伴う	切断等を伴わない <sup>2)</sup>
建築材料の種類							配管保温材	石綿含有吹付け材 石綿含有保温材等	
石綿含有建材除去等作業時の飛散防止方法	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（例グローブバッグの場合） <sup>1)</sup>	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法（例グローブバッグの場合） <sup>1)</sup>	断熱材を折板に付けたまま取り外し	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断による除去	作業場を負圧隔離養生等	作業場を隔離養生（負圧不要）等
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・石綿則の届出	要	要	要	要	要	要	安衛法・石綿則は要	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要	要
作業上への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	負圧隔離養生	グローブバッグ	負圧隔離養生	グローブバッグ	隔離養生（負圧不要） <sup>3)</sup>	隔離養生（負圧不要） <sup>3)</sup>	—	負圧隔離養生	隔離養生（負圧不要） <sup>3)</sup>
セキュリティゾーンの設置	要	—	要	—	—	—	—	要	—
負圧の確保、集じん・排気装置の設置	要	高性能真空掃除機による除じん	要	高性能真空掃除機による除じん	—	—	—	要	—
機器による漏えいの確認	要	必要に応じて	要	必要に応じて	—	—	—	要	—
負圧の確認	要	—	要	—	—	—	—	要	—
湿潤化	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	常時要	—	要	要
清掃	要	要	要	要	要	要	—	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要	要
粉じん飛散防止処理	要	要	要	要	要	要	—	要	要
隔離解除のための粉じん飛散状況確認	要	—	要	—	—	—	—	要	—
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) グローブバッグは、局所的に使用されるものである。

2) 石綿含有吹付け材の囲い込み、または石綿含有保温材等の封じ込め若しくは囲い込みの場合のみ、石綿含有吹付け材の封じ込めを行う場合は、切断等の有無に係わらず作業場の負圧隔離養生等を行う。

3) 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行う。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行う。

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより抜粋

## 石綿飛散及びばく露防止対策の概要（２）

石綿含有建材除去等の工法	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等による除去（電動工具を使用しない）		切断等による除去（電動工具を用いて除去）	
建築材料の種類	石綿含有成形板等				石綿含有仕上塗材			
	石綿含有成形板等		石綿含有けい酸カルシウム板1種		湿潤化		作業場を隔離養生等	
石綿含有建材除去等時の飛散防止方法	原形のまま取り外し	湿潤化等	原形のまま取り外し	作業場を隔離養生（負圧不要）等	（例高圧水洗除去）	（例剥離剤併用手工具ケレン除去）	（例ディスクグラインダー除去）	（例集じん装置付きディスクグラインダー除去（HEPAフィルタ付き））
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要
大防法及び安衛法・石綿則の届出	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止/飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	—	—	—	隔離養生（負圧不要）	—	—	隔離養生（負圧不要）	— （同等の措置の要件を満たす場合）
湿潤化	— <sup>1)</sup>	常時要	— <sup>1)</sup>	常時要	常時要	常時要	常時要	— （同等の措置の要件を満たす場合）
（飛沫防止等の養生）	—	—	—	—	○ <sup>2)</sup>	○ <sup>2)</sup>	—	—
（床防水養生）	—	—	—	—	○ <sup>2)</sup>	—	—	—
（汚染水処理）	—	—	—	—	○ <sup>2)</sup>	—	—	—
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要
取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

1) 粉じん飛散防止のために実施することが望ましい。

2) 「○」は適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な措置を示す。

出典：建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより抜粋

労働安全衛生法・石綿障害予防規則（石綿則）の概要

令和4年度省令改正対応

（施行年月記載のものを除き令和5年4月1日時点施行済）

石綿を含む建築物の解体・改修を行うときの注意点

<p><b>解体工事や作業の発注時などにおける措置</b></p>	<p>建築物や工作物、鋼製の船舶の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下、「解体等の作業」という。）を発注する場合は、直接工事を行う事業者に対してだけでなく、工事の発注者、注文者に対して情報の提供、注文者の配慮について規定しています。</p>
<p><b>情報の提供</b> (石綿則8条)</p>	<p>解体等の作業を行う仕事の発注者は、工事の請負人に対し、その建築物などの石綿含有建材の使用状況など（設計図書など）を通知するよう努めなければなりません。また、工事の請負人による事前調査等及び作業の実施状況の記録の作成が適切に行われるように配慮しなければなりません。</p>
<p><b>注文者の配慮</b> (石綿則9条)</p>	<p>作業を請け負った事業者が、石綿による健康障害防止のために必要な措置を取ることができるよう、作業の注文者は、事前調査や事前調査の結果を踏まえ、労働安全衛生法などの規定が遵守できるような契約条件（解体方法、費用、工期など）となるよう配慮しなければなりません。</p>
<p><b>事前調査、提示</b> (石綿則3条)</p>	<p>解体等の作業を行う事業者は、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれの解体等の作業に係る部分に限る。以下、「解体等対象物建築等」という。）の全ての材料について、石綿の使用の有無を①設計図書等の文書を確認する方法②目視により確認する方法により調査し、その結果を記録しておかなければなりません。目視は単に目で見て判断することではなく、現地で部材の製品情報などが設計図書等どおりであるかを確認することをいいます。</p> <p>調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査をするか、石綿があるものとみなしてばく露防止措置を講ずるかいずれかが必要となります。</p> <p>また、これらの調査を終了した日と調査を行った部分、その部分ごとの石綿の有無について、作業場の見やすい箇所に掲示しなければなりません。さらに、調査方法やその他必要事項について、調査を終了した日から3年間の保存が義務付けられました。</p>
<p><b>調査および分析調査の資格要件</b> (石綿則第3条) 令和5年10月施行</p>	<p>事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施することが必要となります。</p> <p>★事前調査を実施することができる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者</li> <li>・一戸建て等石綿含有建材調査者 (一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定)</li> <li>・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</li> </ul> <p>★分析調査を実施することができる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了考査に合格した者</li> <li>・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」によりAランク若しくはBランクに認定された分析技術者又は定性分析に</li> </ul>

	<p>係る合格者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施または登録する下記の者 「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）修了者」 「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」 「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」</li> <li>・一般財団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者</li> </ul>
<b>石綿の管理</b> (石綿則10条)	<p>労働者を就業させる建築物又は船舶に吹き付けられた石綿又は石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該吹き付け石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければなりません。</p>
<b>特別の教育</b> (安衛則36条、石綿則27条)	<p>作業に従事する労働者に、次の項目について教育を行わなくてはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿の有害性（30分以上）</li> <li>・石綿を含む製品の使用状況（1時間以上）</li> <li>・石綿を含む製品の粉じんの発散を抑制するための措置（1時間以上）</li> <li>・保護具の使用状況（1時間以上）</li> <li>・その他石綿を含む製品のばく露の防止に関し必要な事項（1時間以上）</li> </ul>
<b>作業主任者の選任</b> (石綿則19、20条)	<p>必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、またはこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること</li> <li>・保護具の使用状況を監視すること</li> </ul>
<b>作業計画</b> (石綿則4条)	<p>あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、それに沿って作業を行わなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業の方法、順序</li> <li>・石綿粉じんの発散を防止、または抑制する方法</li> <li>・労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法</li> </ul>
<b>事前調査の結果の 労基署への報告</b> (石綿則4条の2) 令和4年4月施行	<p>下記の①～③に該当する工事の場合、労働基準監督署への報告が必要になります。（原則、電子システムによる報告となります。）</p> <p>①解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事 ②請負金額が100万円以上の建築物の改修工事 ③請負金額が100万円以上の「工作物（石綿等が使用されておそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る）」の解体・改修工事</p> <p>&lt;報告が必要な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の名称・住所・電話番号・労働保険番号・現場の住所・工事の名称、概要、工事期間・事前調査の終了年月日、事前調査を実施した者の氏名・工事対象の建築物、工作物の着工日、構造の概要等</li> </ul>

<p><b>届出</b> (安衛則90条、石綿則5条)</p>	<p>以下の作業を行う場合、工事開始の14日前までに、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出なければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・吹き付け石綿（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除く）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業</li> <li>・石綿が使用されている保温材・耐火被覆材・断熱材の除去、封じ込め又は囲い込みの作業</li> </ul> <p>※従来のLV2建材の除去について「作業届」ではなく、「計画届」が必要となりました。</p>
<p><b>隔離・立入禁止</b> (石綿則6条、7条、15条)</p>	<p>建築物などの解体などの作業における吹き付け石綿の除去・封じ込めの作業や石綿の切断などを伴う囲い込みの作業、または保温材・耐火被覆材・断熱材の石綿の切断などを伴う除去・囲い込みの作業や封じ込めの作業を行うときは、次の措置を取らなければなりません。ただし、同等以上の効果のある措置を取ったときは、この限りではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業場所を隔離すること</li> <li>・作業場所の排気に、ろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること</li> <li>・集じん・排気装置の排気口からの粉じんの漏えいの有無を点検すること（設置場所に何らかの変更を加えたときも漏えい点検義務が加わりました。）</li> <li>・作業場所の出入口に前室、洗身室、更衣室を設置すること</li> <li>・前室、洗身室、更衣室は、作業場所から労働者が退出するときに、これらの順に通過するように互いに接続させること</li> <li>・作業場所、前室を負圧に保つこと</li> <li>・前室が負圧に保たれているか点検すること（負圧の点検は作業開始前に加え、作業中断時の点検義務が加わりました。）</li> <li>・異常があれば作業を中止し、集じん・排気装置の補修などを行うこと</li> <li>・除去作業終了後に隔離を解く前に、資格者により、取り残しがないことを目視により確認すること。</li> </ul> <p>建築物などの解体などの作業における石綿の切断などを伴わない囲い込みの作業、石綿の切断などを伴わない保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業を行うときは、作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。</p> <p>また、特定元方事業者は、関係請負人に作業の実施についての通知や作業の時間帯の調整などの必要な措置を取らなければなりません</p> <p>その他の石綿を使用した建築物の解体などを行う作業場においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。</p>
<p><b>石綿含有成形品の除去</b> (石綿則第6条の2) 令和2年10月施行済</p>	<p>石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、切断・破砕等以外の方法によることが必要。（技術上困難な場合を除く）</p> <p>なお、石綿含有成形品のうち、けい酸カルシウム板をやむを得ず切断・破砕等するときは、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、常時湿潤な状態に保ちながら作業をする必要があります。</p>

<b>石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去</b> (石綿則第6条の3)	石綿含有仕上塗材をディスクグラインダーまたはディスクサンダーで除去するとき（高圧水洗工法、超音波ケレン工法等による除去作業は含まれません）は、ビニルシートなどにより作業場所を隔離し、常時湿潤な状態に保ちながら作業をする必要があります。作業場所の隔離は、負圧の必要はありません。
<b>保護具の着用</b> (石綿則14、44、45条)	建築物などの解体などの作業（石綿の除去作業を含む）や、封じ込めまたは囲い込みの作業をするときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク、送気マスクなど）、作業衣または保護衣を使用させなければなりません。 また、隔離した作業場所における吹き付けられた石綿の除去作業では、呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能がある送気マスクなどに限ります。
<b>湿潤化</b> (石綿則13条)	作業を行うときは、著しく困難な場合を除き、石綿を湿潤な状態にしなければなりません。なお、石綿を湿潤な状態にすることが困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。
<b>作業後や保護具などの保管</b> (石綿則6、32の2、46条)	作業場所の隔離を行った際は、その作業場所内の石綿粉じんを処理するとともに、吹き付け石綿の除去や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の除去の作業を行った場合は、除去した部分を湿潤化するとともに、石綿等に関する知識を有する者が当該石綿等又は石綿保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ隔離の措置を解除することはできません。 足場、器具、工具などを廃棄するために容器などに梱包したとき以外は、付着した石綿を除去した後でなければ作業場外に持ち出すことはできません。 保護具などを廃棄するために容器などに梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出すことはできません。また、他の衣服から隔離して保管しなければなりません。

### その他、石綿取扱い作業時の措置

<b>洗浄設備</b> (石綿則31条)	石綿を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければなりません。
<b>容器等</b> (石綿則32条)	石綿を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、見やすい箇所に石綿が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示するとともに、石綿の保管については、一定の場所を定めなければなりません。 石綿の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかなければなりません。
<b>喫煙等の禁止</b> (石綿則33条)	石綿を取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければなりません。

<b>掲示</b> (石綿則34条)	石綿を取り扱う作業場には、以下の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・石綿を取り扱う作業場である旨</li> <li>・石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状</li> <li>・石綿の取扱い上の注意事項</li> <li>・当該作業場においては、保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等</li> </ul>
<b>作業記録</b> (石綿則35条)	石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存しなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の氏名</li> <li>・従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間、事前調査・分析調査の結果の概要・石綿解体等作業の実施状況の記録の概要</li> <li>・直接石綿を取り扱わない者（周辺作業従事者）にあつては、当該場所において他の労働者が従事した石綿を取り扱う作業の概要、当該周辺作業従事者が作業に従事した期間、事前調査・分析調査の結果の概要・石綿解体等作業の実施状況の記録の概要並びに保護具等の使用状況</li> <li>・石綿の粉じんにより著しく汚染された事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要</li> </ul>
<b>作業計画による作業の記録</b> (石綿則第35条の2)	石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、作業計画に基づき作業を行ったことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成するとともに、次の事項を記録し、これらを作業終了日から3年間保存しなければなりません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の氏名、労働者ごとの石綿使用建築物等解体等作業従事期間</li> <li>・周辺作業従事者の氏名及び周辺作業従事者ごとの作業従事期間</li> </ul>
<b>健康診断</b> (石綿則40、43条)	石綿の取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後六月以内ごとに一回、また、常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、それぞれ定期的に、石綿に関する特殊健康診断を行わせなければなりません。 <p>健康診断（定期のものに限る）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第三号）を労働基準監督署長に提出しなければなりません。</p>